

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (20 . 1 定)			
日 時	平成 2 0 年 3 月 6 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、菊地副委員長、秋元・大橋・高橋・濱本・佐々木・北野・前田 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました大竹でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

なお、副委員長には菊地委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋委員、佐々木委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

北野委員

現市立病院の経営の見通しについて

現在の市立病院の経営の見通しについてお尋ねいたします。

一番新しい資金収支計画では、現病院の部分は、平成23年9月までと聞いていますけれども、新病院の建設が遅れるということで、資金収支計画のさらなる見直しが必要となるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（樽病）総務課長

資金収支計画の見直しですけれども、確かにまだ不安定なところが決まっていない、新病院が決まっていないというところもありますので、これにつきましては、また今後さらに見直しを図っていかなければなりませんので、北海道とかと協議をしながら、計画の見直しをしていかなければならないというふうに考えております。

北野委員

新病院の計画が遅れるということですが、新病院の開業は平成23年度というふうに聞いていたのですが、これはどのぐらいまで伸びるのか。

総務部参事

本会議等でもその見通しということで、市長から答弁をしておりますけれども、現時点では、いつの時点で再開できるか、そういうところが見通せない段階でありますので、はっきり例えば1年遅れるとか、そういうようなところは現在申し上げられる段階ではございません。

北野委員

平成19年度の医業収益の決算見込みについて資金収支計画との関連で説明してください。

（樽病）総務課長

平成19年度につきましては、今、最終予算を今定例会に提案しているところですが、その最終的な入院・外来収益とかを合わせまして、不良債務額が39億円という最終予算を組んでいるところです。

資金収支計画につきましては、昨年12月に出しておりますけれども、その計画では最終的な年度末の資金過不足額は39億5,600万円ということで、その差は5,400万円ほど資金収支計画よりも最終予算がよくなるというふうに見ております。

その主な中身につきましては、入院・外来収益で多少よくなる。それとあと職員給与費、材料費では支出が増えますので、多少悪化する。そういうような要素を差し引いて、5,400万円ほど計画よりもよくなるというような形になっております。

北野委員

資金収支計画は昨年11月12日に2回目の見直しが行われていますが、平成18年12月1日に出された資金収支計画と昨年11月の資金収支計画で医業収益は各年度どれぐらいずつ違っているのかお答えください。

（樽病）総務課長

最初の平成18年12月の計画と昨年示した11月の計画との比較ですね。

（「そうです。真ん中、省いていいから」と呼ぶ者あり）

それで、ちょっと比較の差額は今のところ出しておりませんが、一応数字で説明いたしますと、19年度につきましては、18年12月に提出した入院収益は58億6,400万円、外来収益が28億7,100万円、これに対しまして、一番最近の収支計画上では入院収益が55億700万円、外来収益が28億2,000万円、20年度につきましては、入院収益が60億5,000万円、外来収益が29億8,600万円に対しまして、最新の収支計画では入院が55億8,600万円、外来収益が28億7,000万円、21年度につきましては、

（「いや、私は算数があまり得意でないから、引いたやつを答えていだけでいいから。入院、外来は資料が出ているから、何億円くらいずつ落ち込むようになったのかという推移を見たいのです」と呼ぶ者あり）

推移ですけれども、例えば20年度で比べますと、入院収益につきましては60億円に対して55億円ですから約5億円減っている。外来収益につきましては、29億8,600万円が28億7,000万円ですから約1億円減っているというふうに、18年度に立てた最初の計画よりは実際の患者数の減もありまして、減少しているという傾向にあります。

北野委員

それで、本会議の私の代表質問に対して小樽病院事務局長は、平成20年度に医師が3人やめて、その補充がつかないという答弁がありました。この医業収益への影響についてお答えください。

（樽病）総務課長

平成20年度につきましては、今のところ医師の減が整形外科で2名、3月に1名、8月ころに1名と。そして、内科では9月ころに1名の退職予定で合計3名です。これの影響額につきましては、トータルで平成20年度につきましては、約3億円の収入が減るだろうというふうに見込んでいます。

それで、収入はそれだけ減るのですけれども、材料費が約3割を占めていますので、それを除きますと約2億円。さらに、人件費も減りますので、2億円弱ぐらい20年度で収支が悪くなるというふうに見込まれています。

北野委員

マイナス面ですが、これを埋めるプラス面というのは、平成20年度を展望して何かありますか。

（樽病）総務課長

今、予算をつくったばかりですので、その中でこういうような影響が出てくるということで、医師の増減が出てきたわけです。ただ今年度、実は診療報酬の改定があります。それで多少医師の本体の技術料がアップするというようなことはあるのですけれども、この影響が今度どういうふうに出てくるかというのはちょっとわからない面もありますけれども、そういうようなことだとか、あと手術に関する技術料も今回3割ぐらい上がるというふうになっておりますので、それらにある程度期待をしているところではあります。

北野委員

頑としてお答えにならないと。

次に、病床利用率について、市長は本会議で、実稼働ベッド数で言えば70パーセントちょっとだと答弁をしまし

た。ただ、この公立病院改革ガイドラインに照らせば、病床利用率というのは許可ベッド数だということが、その後の議論で明らかになった。それで、病床利用率の 3 か年の平均が 70 パーセントを割り込む。そういう場合は病床数を大幅に減らすとか、それから診療の長期化とか、抜本的な見直しが迫られているわけですが、小樽市の場合、病床数を減らさざるを得ないということなのですが、許可ベッド数は、どこまで減らす予定でおりますか。

（樽病）総務課長

現在の許可ベッド数では、一般病床で 621 床あります。そのほかに結核病床というものはありますけれども、最終的には代表質問でも答弁しましたけれども、今後公立病院改革ガイドラインに基づいた公立病院改革プランを作成していきます。その中で、当然今おっしゃったようにガイドラインでも 70 パーセントを切るところというのがあるものですから、検討していくことになると思います。ただ、それが現在何床にするかというのは、まだちょっと決めておりませんので、今後やはり病床利用率を高めるために、許可病床数は見直していくというふうに考えております。

北野委員

9 月までに公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プランを策定するというふうに言っているわけでしょう。そうすると、病床利用率は 70 パーセントをクリアしなければならないのだから、800 幾らある許可ベッド数を幾らまで減らすつもりなのですか。減らすというのはわかるけれども、幾らまで減らすかということをきちんと答えなかったら、審議にならないでしょう。減らしたらどうなるかという影響もあるから、皆さんは慎重になって答えられないのかもしれないけれども、交付税の対象になっているわけですから、私が次に聞くことの先を見越して、ベッド数をどれくらい減らすかということに答えられないのは、ちょっといかがかと思うのです。

（樽病）事務局長

具体的に何床減らすかというのは、今、課長が答弁しましたとおり、まだこれから判断をしていくことだというふうに今考えていまして、ただ基本的な考え方としては、今、実稼働ベッド数に対して約 70 パーセントの利用率ですから、今回公立病院改革ガイドラインではっきり指標が示されたのがこの病床利用率ですから、まず 70 パーセントを安定的に確保するというふうな基本的な考え方、それはやはり実稼働ベッド数を今最終的な検討段階に入っていますけれども、小樽病院でもう 1 病棟を休棟するということが今検討していますので、基本的な考え方としては安定的に 70 パーセントを確保できる許可病床数に持っていきたいというふうに考えています。

北野委員

いや、それはわかっている。質問に答えていないので、きちんと答えさせてください。数で聞いているのだから。そんなことで答えられないというのはうまくないよ。実稼働ベッド数で 70 パーセントぎりぎりでしょう。そうしたら、それ以下になるのかというふうに私は思うのです。事務局長が答えているように安定的に確保するというなら、きちんと数で答えさせてください。

（樽病）事務局長

ですから、現在、実稼働ベッド数で利用率を見ますと、70 パーセントでございます。けれども、入院患者が残念ながら減っていくと、確かに 70 パーセントを切ってしまうということも考えられますので、ただいま答弁しましたとおり、これは最終的な結論にまだ至っておらず、今月中には判断をしたいと思っておりますけれども、小樽病院で今 1 病棟、約 40 床ぐらいは休棟できるというふうに思っていますので、そうすると現在の入院患者数で言えば 80 パーセントぐらいの利用率になりますから、大体そういったところをめどにして、許可病床数を考えていきたい。

北野委員

そうすると、許可ベッド数は幾らで、それよりも 40 床少なくするということでしょうか。そうすると、80 パーセントということでしょうか、違うのですか。だから、数で言わないとわからないから聞いているのです。許可ベッド数が幾らで実稼働数が幾らで、あなた方は幾らぐらいにする。実稼働ベッド数よりも減らすのか、それを上回るのか。

（樽病）総務課長

現在の許可ベッド数は、感染症 2 床を除きますと 868 床、感染症を入れると 870 床です。実稼働病床数につきましては、感染症を除いて両病院合わせて 529 床あります。これから実稼働病床数が、さらにまだはっきり決まっていま

せんけれども、約 40 床ほど落とす予定ですので、500 床を切るというようなことで予定をしているということです。

北野委員
489 床にすると、許可ベッド数 868 床から 489 床を引けば幾らになるかというのはわかるのです。そうすると、今 1 ベッド当たり交付税措置は減ったと言っても、48 万円何がしが措置されているわけですから、そうすると仮に 489 床に持っていくとすれば、交付税は幾ら落ち込むことになりますか。

（樽病）総務課長

仮に 40 床を落としたというふうに計算しますと、1 億 8,900 万円ほどの影響になると思います。

北野委員

公立病院改革ガイドラインで言う病床利用率というのは、許可ベッド数でカウントをするのでしょうか。だから、小樽は 868 床あるのを 40 床落とすということですか。それとも、実稼働ベッド数 529 床からさらに 40 床落とすということでしょうか。そうすると 489 床なのだから、868 床から 489 床を引いて、交付税はたった 1 億幾らしか落ち込まないのですか。

（樽病）総務課長

868 床から 489 床を引いて、それに 1 ベッド当たり 50 万円を掛けます。すると年間 1 億 8,900 万円ということになります。

北野委員

そうすると、これは今年の 9 月にやるわけですね。平成 20 年度にどうい影響があるかはちょっと後で説明いた

だきたいのですが、そうすると結局、先ほどの医師の減によって約 2 億円が落ちる。それから、交付税の措置で 1 億 8,900 万円落ちる。合わせると、これはもう 4 億円近いお金が入ってこなくなるわけです。そうすると、当然、現在の病院の資金収支計画に影響が出てきますよね。不良債務の 39 億円は変わらないわけですから。だから、そうなる

と、この資金収支計画にどうい影響を与えることになりますか、この二つだけで言えば。

（樽病）事務局長

一つ話しておかなければならないのは、いわゆる今までもこの制度はあったのですけれども、今回公立病院改革

ガイドラインでも明らかにされましたけれども、許可病床数を落としたときに、5 年間は 1 病床当たりの交付税措置はなされてきましたし、これはこれからもなされるということで確認はしております。

（「5 年間は古いベッド数のままで交付税が間違いなく入ってくるの」と呼ぶ者あり）

そうです。それは今回確認されました。ただ、今、北野委員が言いましたように、交付税の単価自体が恐らく今

まで交付されていた単価ではいけないのではないか。逆に減額した措置がされるのではないかというふうには思っ

ております。

北野委員

だから、5 年間は 868 床のまま交付税措置されるけれども、今 48 万円何がしかの単価はもっと減らされるかもしれ

ないという心配もあるということですね。いや、それはわかりました。

しかし、私の聞いている医業収益とそれから交付税の問題はちょっと別にしても、2 億円も落ち込むわけだから、

そうすると、この資金収支計画に億単位でマイナスの影響が出るわけでしょう。そうすると、先ほどの現病院のこ

とが今問題になっているわけですから、現病院のまま平成 23 年度以降もずれ込むと、仮に 24 年度、25 年度に。そう

なると、この資金収支計画は新病院のは除いて、現病院でもって作り直さなければだめなはずなのです。そうい

うふうになっていけば、心配なのは不良債務解消との関係できちんとした展望が出てくるのかということなのです。

（樽病）事務局長

非常に厳しい状況であることは間違いないというふうには考えておりますが、平成20年度は市長が何度も答弁をしていますが、公立病院改革プランの策定ということが一つあります。それがいわゆる現在の資金収支計画にどのように影響してくるのかというのは、なかなか現時点では見えないところがあります。

それから、診療報酬の改定の影響というのも今後どのように出てくるか。

それからもう一つは、公立病院改革ガイドラインで示された特例債、これは最善の努力をして小樽市に特例債が導入されるように、今北海道ともいろいろ話合いをしているところです。これが入ることによって、また資金収支計画は変わってきますので、そういったもろもろの要素が平成20年度はありますので、なかなか先が見えない。

ただ、言えることは、やはり改革プランを策定した後、北海道と十分協議をした中で、いわゆる資金収支計画の見直しというのはしなければならないというふうには考えております。

北野委員

ちょっとわからないのだけれども、事務局長は本会議の答弁で経常収支比率は、平成20年度で言えば96パーセントだ。しかし、19年度の決算見込みでは92.3パーセントというふうにお答えになっているのです。これは赤字を想定しているわけです、100パーセント以下だから。そうすると、19年度の経常収支見込みが、92.3パーセントということであれば、額にすればどれぐらいの赤字になるのですか。

（樽病）総務課長

例えば現在出している平成19年度の最終予算で見ますと、収入の合計が100億円、支出の合計が約101億円ですから、この10パーセントということであれば、経常収支比率が90パーセントということからいくと、やはり10億円ほどが収支の差額と、収入よりも支出が多いということです。

北野委員

そうすると、10パーセントで約10億円だから、1パーセントで1億円というふうに理解できるのだけれども、事務局長が言ったとおり、平成20年度の予算で96パーセントということになれば、今年は4億円ぐらい赤字だと、予算の段階でそういう見込みなのです。しかし、今言ったように、それに医師が3人やめることによって、2億円のマイナス要素が加わるから、合わせて6億円の赤字なのです。そういうことで、果たしていわゆる不良債務解消分の病院の責任分が、20年度で用立てできるのですか。

（樽病）事務局長

公立病院改革ガイドラインで示された経営改善については、3か年の中で計画を立てて実行していく、いわゆる3年後にどういう形になっているかということが一つありますけれども、今、委員がおっしゃいましたように、厳しい状況であることには間違いないというふうに思っていますし、その収支計画自体が、先ほど答弁しましたようにもろもろ見直さなければならない状況にあり、そのための作業がありますので、そういった中で判断していかなければならないというふうには思っています。

北野委員

私が聞いているのは、こういうマイナス要素がある。しかし、事務局長や小樽病院総務課長が答弁したように、市長の話だと特例債が仮に5億円ぐらい出れば、何とか一息つける。そういう期待もあるのですけれども、しかしそれは今のところわからないわけですから、わかっている範囲で予測すれば、平成20年度の不良債務解消分のうち、病院の負担分は5億3,700万円用意しなければならなくなっているのです。ところが、私の指摘で約6億円の赤字が出ているわけですから、その関係で不良債務解消分の病院の持ち分が用意できるのですかと聞いているのだから、きちんと答えていただきたいと思います。

結局19年度でもできなかった。そして、できなかった分は後年度に先送りしたわけですから、また今年できなかったら、残りの3年間で病院の責任分を果たさなければならなくなっていて、ますます厳しいのです。そうすると、不

良債務を解消するという事は、1年1年点検されるわけですから、来年から新病院の計画に着手しようと思っても、国が起債を認めないわけでしょう。だから、私は心配で言っているわけですから、その気持ちを持って、ちょっともう少し善意に答えてください。何とか逃れようということで答弁を引き延ばすというのはだめです。

（樽病）事務局長

決して逃れようとは思っていませんし、委員の今のお話も理解はします。ただ、言えることは、今年度のこの公立病院改革プランの作業みたいなものが何もない、特例債の話も全くないというふうに考えますと、委員がおっしゃるように、医師の退職による影響を補てんするということは非常に厳しいということは明らかです。

北野委員

答弁になっていません。どうしても答ええないのですね。だから、事務局長がおっしゃるように、特例債で5億円ぐらい認められたとして、市長は一息つくと言うけれども、それは医師が3人やめることはわからないときの話なのだから。医師が3人やめて、市長が5億円だったら何とか一息つくと、とんとんでも、そういうふうに考えていたけれども、医師の関係で、2億円の穴があくわけでしょう。だから、それも含めてかもわからないけれども、いやそれは含んでいないはずですよ。平成20年度の予算で4億円出るから6億円の赤字なのです。そこから仮に5億円を特例債でやっても、1億円の穴があくわけでしょう、概算でも。そうしたら、計画が狂ってくるでしょう。だから、私の言っていることはわかるでしょう、なぜこの質問をするのか。新病院を建てたい、あるいは現病院の医療機器を更新する場合でも、単年度が黒字でなかったら起債を認めないと言っているのだから、医療機器の更新に困難を来すでしょう。だから、聞いているのです。わかっている範囲できちんと正直に答えてください。

（樽病）総務課長

今、北野委員から6億円というお話でしたけれども、先ほど説明しましたけれども、医師の退職の関係で最終的に2億円、そして交付税が1億8,900万円と言いましたけれども、交付税はとりあえずは除いて。

（「いや、だからそれは除いているよ、私は。交付税入っていないからね」と呼ぶ者あり）

医師の退職によって2億円、今の予算からも変更があるというか、いわゆる収入が減ることになると思うのですけれども、それにつきましては、今までも説明してきましたけれども、確かに今後この資金収支計画というのは、今年度は特例債も借りられるかどうかというのも未定ですけれども、その関係とか、公立病院改革ガイドラインの中で診療報酬の改定の影響もいろいろ把握しながら、資金収支計画の見直しはしていかなければならないという意味であります。

（樽病）事務局長

例えば医師が今退職することによって、収支に約2億円影響する。それはそのとおりで、病院の自助努力でこれを解消するというのが、極めて難しいという判断はしますが、ただ、これだけをとって、ではどういうふうな対応をするのだという結論は、今時点では出していない。それはなぜかといいますと、先ほど来答弁をしています、いわゆる公立病院改革プラン等のいろいろな動きもありますので、北海道との協議もありますし、そういうものもトータルで踏まえて、どういうふうな対応をしていかなければならないのかというものは、やはり考えていかなければならないということです。

北野委員

それは何とか赤字にならないように、そういうことは考えるでしょう。そういうことがだめだということを私は言っているわけではないのです。本会議の答弁から、この予算特別委員会の質問の準備の過程で調べたら、私が心配したように具体的に6億円の穴があく。特例債が仮に5億円適用になったとしても、1億円の穴があくわけでしょう。そうすると、病院の不良債務解消分が果たせないのではないかとこのように心配しているのです。というのは、事務局長がおっしゃるとおり、ガイドラインに基づく経営効率化では、3か年間のうちに経常収支を黒字にするようにしなさいと言っているのです。今年は何とか1億円だから、診療報酬の改定その他でうまくいったと仮定

します。しかし、平成21年度、病院の不良債務解消分は4億4,300万円。22年度は4億5,300万円になるのです。ベッドを減らして病院の規模をどんどん小さくしておいて、どうしてこういうお金が用意できるのかというのは、素人目に考えても心配するのは当たり前ではないですか。

だから、私は、経常収支を3か年で黒字に持っていかなければならないけれども、そういうことが果たしてできるのかと、どんどん病院の規模を小さくしておいて。その心配から質問をしているわけですから、そういう2年後の展望をした場合、果たしてきちんとできるのですか。そうすると、できなかつたら、これについては、先ほどから言っているように、新病院の借金は一切認められないのですから、だから新病院を建てようと思っても建てられないのです。古い医療機器を取り替えようと思ったって、現病院の機械さえ起債が認められないということで、あなた方が悩んでいるわけでしょう。だから、見通しはどうかと心配するのが当たり前なのですから、正直に答えていただいて、ではどうしたらいいのかということ、議会と理事者が一体になってこの病院の経営改善に取り組んでいく必要があるから、私は言っているわけです。きちんと誠実に答えてください。

（樽病）事務局長

私は誠実に答えていると思いますが、今時点でどういう対応をしなければならない、するという結論を出すというのは、私としてはやはり、特に平成20年度はこれからいろいろな動きがあるわけですから、それは極めて難しい話だと思います。ただ、一定程度いわゆる例えば公立病院改革プランは9月をめどに作業をしていきますから、それと特例債については、9月から10月ぐらいのヒアリングを国の方は予定しているという情報も入っていますので、その時点では診療報酬改定の影響なり、特例債の動向、それから公立病院改革プランで何をどのようにしていかなければならないかというのは明らかになると思いますので、その時点でトータル的にそういうものを勘案してどういった対応をしていくかというのを判断していくというふうを考えております。

北野委員

私と事務局長とはこの問題で何遍も論争をしているのだけれども、2年前の12月に不良債務の44億円を返す、そのうち22億円は病院で責任を持つという資金収支計画が出たときに、今でさえ市長が言うように、平均13億円ずつ一般会計から持ち出していて、22億円の不良債務解消分を病院で用意できるのかと。事務局長はできると言ったのですが、私は心配だと言ったのです。残念ながら、私の指摘の方が当たったのです。だからといって、私の心配が今回も当たるとは確信を持って言っているわけではないです。しかし、心配する方が当然ではないですか。あなた方の言うようなことで、新病院が建つのかと。市長は新病院を建てると言うけれども、その第一のハードルである現病院の不良債務解消とか、現病院の黒字、これが担保されるのかということになれば、不安材料の方が大きいわけです。だから、私は聞いているのです。市長どうですか、こういう心配について。心配は要らないというのなら、根拠を述べていただければいいのです。

市長

今いろいろと議論を聞いてまいりましたけれども、確かに資金収支計画をつくった時点とどんどん状況はまた変わってくるのです。ですから、絶えずこれはもう見直しは必要だと思います。

それから、医師の退職なども全く想定外の話でございまして、一定の人数で試算していますから、その中で仮に急に医師がやめたとなると、当然収支にも全部影響してきます。医師の動向というのは、本当に院長を含めて、私も毎日気になるぐらいの、いつ突然退職という話が出てくるかわからないような状況でありますから、不確定要素が非常に大きい。したがって、心配されるようなことも十分我々は理解できますし、そのあたりは絶えずどんどん変わっていくということについては、ひとつ御理解をいただきたいと思うのですけれども、その中でいかにしてこの不良債務の解消をしていくか。これもたしか去年の選挙後の臨時会で、病院で解消できないときには一般会計で面倒を見るのだらうという話があったと思いますけれども、それは当然一般会計の方でできる限りの面倒を見ていかなければいけないというふうには思っていますけれども、いずれにしても、この資金収支計画をどうつくってい

くか、今、事務局長からも答弁がありましたけれども、今後の特例債の問題あるいはまた診療報酬改定でどう変わっていくのか、そのあたりをしっかりと見極めて、また改めてこの資金収支計画というものをきちんとつくって示していきたいと思っています。

北野委員

今の議論を通じて指摘だけして次に移りますけれども、新病院建設のために不良債務解消が5か年間で行われると、1年ずつ点検されるわけです。平成19年度はつまりいて、結局今年は新病院の予算は一切提案できないという事態に追い込まれているのです。しかし、それでは20年度の見込みはどうか。予算を基にし、あるいはその後の医師がやめるようないろいろな条件も基にして聞いたら、私は大変不安だと。マイナス要素の方が出てくるわけです。診療報酬の改定で1億円ぐらいいさっと出てくるなんて、そんな甘いものではないですから。だから、そういう点では心配ですから申し上げているのであって、市長がおっしゃるとおり、そういうことで努力をするというふうにおっしゃっても、大変不安材料の方が大きい。このままだったら、20年度も赤字で不良債務解消がうまくいかなかったら、新病院の起債はまた見送らざるを得ないと、こういうふうになってくるのです。そうすると、1年遅れるごとに、5か年間、平成23年度までに解消しなければならないというふうになっているわけですから、そうすると、21年度、22年度、23年度で不良債務解消の額がどんどん増えるのです。そうしたら、ますます病院の経営が困難になるでしょう。実稼働ベッド数よりも40床ベッド数を減らすと言っているのだから、そうすると、規模を縮小して利益はどんどん規模が大きいときよりも増えてくるなんていうことは、だれも想像なんかしないでしょう。だから、私は病院の経営と新病院の関係については大変心配だから質問させていただいたわけで、今、病院の答弁では、私は新病院建設に向けて20年度も心配ない。単年度黒字、それから不良債務解消の金額もきちんと払いましたというふうにならないのではないかと心配をしているので、この点は指摘し、皆さん方の奮闘、努力を求めたいと思います。

石狩湾新港管理組合負担金について

次に、石狩湾新港の問題で若干質問をさせていただきます。

市長は石狩湾新港管理組合負担金は、今後、同組合の起債の償還額が減っていくから、負担が少なくなっていくだろうという見通しを述べておられますが、平成20年度以降、28年度までの管理組合の起債償還額について年度ごとについてお知らせください。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港管理組合の起債償還の予定額でございますけれども、管理組合が平成18年度末の残額を基に試算した金額によりますと、平成21年度が26億2,200万円、22年度が24億1,700万円、23年度が22億4,500万円、24年度が21億900万円、25年度が19億2,100万円、26年度が18億3,600万円、27年度が17億5,100万円、そして28年度が35億900万円と試算してございます。

北野委員

そうすると、平成18年度と19年度の当初予算でいいのですが、小樽市の石狩湾新港管理組合負担金4億2,000万円、今年度は4億1,000万円余りですが、このうち管理組合の起債償還に充当されるのはどれぐらいですか。

（港湾）港湾整備室主幹

平成20年度の当初予算ベースで、公債費に充てられる母体負担金の割合につきましては、おおむね75パーセントになっております。

北野委員

そうすると、今の起債償還額からいって、小樽市の管理組合の負担金は、今後どういうように推移していくと思えますか。平成20年度は4億1,200万円ぐらいですが、23年度以降の見込みでいいです。

（港湾）港湾整備室主幹

平成21年度以降につきまして、起債償還額がおおむね20億円を漸減していく傾向にありますが、大幅に減額する要因にはなり得ないと思いますが、これだけを見ますと、母体負担金の減額要素には若干なろうかというふうに考えてございます。

（「金額で言えないの。21年度幾らぐらい、22年度幾らぐらいとならない」と呼ぶ者あり）

公債費だけでは母体負担金が幾らになるという試算は非常に困難なことをごさいますして、その他の経費等又は歳入をどの程度見なければならぬのか、管理組合の方で試算しない限り困難と考えております。

北野委員

困難という言葉はちょっと逃げの布石だと思うのです。今までの例から言えば、石狩湾新港は確実に船が入ってきているのだから、貨物も横ばいとはいえ確保されているわけですから、小樽のように減っていないのですから、そうすると使用料なども入ってくるでしょう。これから何か計算する上で難しいと考えられるのは、北防波堤の延伸と防波堤（島外）の建設に150億円を要するという点だけです。だから、それを仮に除いたとして、例えば財政健全化計画は最終が平成24年度までなのです。そうすると、管理組合の負担金だって当然健全化計画に盛り込まれるわけですから、港湾部は財政部に対して平成21年度、22年度、23年度で管理組合負担金は幾らと報告していますか。

（港湾）港湾整備室主幹

先ほど答弁をしましたが、財政部に対しては、平成20年度の当初予算ベースの4億1,100万円を報告しております。

北野委員

財政部の方は平成21年度、22年度、23年度で幾らと聞いているのですか。

（財政）中田主幹

今、港湾部から答弁がございましたように、おおむね今平成20年度予算を増額という形で収支試算をしているところです。

北野委員

約4億1,200万円というふうに計算しているのですね。

今、見直しを行っていますけれども、これは見直さないのですね。少なくなるのか、現状どおりなのか、どういうふうに考えていますか。

財政部長

まだ収支試算の見直しを示しておりませんが、現行の健全化計画の中では、およそ4億3,200万円です。今、答弁にありましたのは、見直しに当たって、新港管理組合の負担金については20年度の予算がおおよそ4億1,200万円となりますので、それでもって今後の健全化計画の見直しをしていきたいというふうに考えております。

北野委員

そうしたら、2,000万円ぐらい減らしていくということですね。

そこで、先ほど指摘した北防波堤の延伸と防波堤（島外）に、新規に150億円をかけて建設するという点なのですが、この工事の工程について、何か年でやるのか。できれば今年設計調査ですが、平成21年度から工事費が計上されると思いますが、これがどれくらいずつ進展するのか、見直しについてお知らせください。

（港湾）港湾整備室主幹

防波堤整備の期間につきましては、まだ決まっておりません。

北野委員

そうしたら、北海道開発局の方でまだ管理組合あるいは小樽市の方に、150億円の建設は来年から始まるけれども、

何か年で年度ごとどれぐらいの工事費を要するか、まだ示されていないから答えられないということなのですね。間違いはないですか。

（港湾）港湾整備室主幹

私どもは管理組合から示されておりませんので、まだ決まっていないということでございます。

北野委員

最後に伺いますけれども、平成18年度から3か年の石狩湾新港の中央地区3工区の埋立ての分が売れないで、丸々母体の負担になっている。この総額は幾らで、今回10年間さらに延期することによって、金利は幾ら新たに負担になったのか。それから、これまで払ってきた金利を含めて、金利の総額は10年間で幾らですか。

（港湾）港湾整備室主幹

平成18年度から臨海債を返済するというので、元利金債を導入して対応しております。このまま売れなければということちょっと答弁をさせていただきますが、18年度から27年度までで利子を含めると80億9,000万円ほどになります。

北野委員

80億9,000万円ですか。元金は幾らですか。主幹は、我が党の新谷議員に77億円と言っていませんでしたか。

（港湾）港湾整備室主幹

元金につきましては77億円です。

北野委員

77億円でしょう。そうすると、80億円なら3億幾らしか金利が増えないということですか。金利はそんなに安くないですよ。10年間ですよ。金利だけで10億円は超えるでしょう。何でたった3億円なのか。

（港湾）港湾整備室主幹

償還利子につきましては、平成18年度に借りた金利が1.27パーセントと聞いておりまして、これで試算いたしますと、10年間で7億4,000万円ほどになるというふうに聞いております。

（港湾）港湾整備室長

平成18年度末現在の残高見込みといたしますが、これで整理をいたしますと、トータルで83億5,000万円ほどになります。そのうち元利金債の分というのが24億円ということで、もともとの埋立事業債については59億円になりまして、先ほど主幹が答弁したのは、平成17年度末段階の残高を基にした数字でございましたので、訂正させていただきます。

北野委員

お答えになったように、平成18年度で借りて返す。3か年で一括償還だから、そして19年度も20年度も借換えをするわけですね。それに伴って金利も増えるわけですから、結局金利だけで十二、三億円いくと思うのです。だから、石狩湾新港で売却できるあてもないのに埋立てだけを行って、そして売れませんでした。元金を払えないから繰り延べてもらって金融機関には金利だけ払っている。それが10億円を超える。とんでもない無駄遣いをやっているということだけ指摘をして、とりあえず終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

前田委員

代表質問の中からまず財政に関連して何点か伺っていきます。

平成19年度決算見込みの連結実質赤字比率について

それで、確認ということになりますけれども、平成19年度の決算見込みで試算をするということで答弁をいただ

いておりますけれども、連結実質赤字比率が19.9パーセントから今回補正が1億円加わって20.2パーセント、それと実質赤字比率が4.5パーセントから4.9パーセントということで、補正があったために、答弁をいただいたときから見ると、その後、数字が若干悪くなっているということでございまして、答弁をいただいている中では20年度の予算ベースで17.7パーセントということで、今回1億円が乗ったので18パーセントということになったのでありますけれども、それでもまだ基準をクリアしていないということで答弁をいただいていたと思います。

それで、18パーセントでもまだクリアできない状況というのは連結実質赤字比率の数字ということでよろしいのですか。

（財政）財政課長

財政健全化法で示された基準をクリアしていないのは、連結実質赤字比率の部分でございます。

前田委員

20.2パーセントと18パーセントになったということで、足して38.2パーセントを2で割って19.1パーセントかな。だからクリアしていないというようなとらえ方なのですか。

（財政）財政課長

連結実質赤字比率の国から示されている早期健全化基準というのは、小樽市の標準財政規模で計算しますと16.7パーセントです。これは平成18年度決算、19年度決算見込みの両方とも16.7パーセントでございます。それで、その16.7パーセントの基準と比較しますと、平成18年度決算で18.1パーセント、19年度決算見込みで20.2パーセント、あともう一つ20年度の当初予算で見ますと18.0パーセントということで、国から示されている早期健全化基準の16.7パーセントを超えており、基準をクリアしていないということで答弁をさせていただきました。

前田委員

わかりました。次に、平成19年度決算見込みについてもお聞きしました。その中の不用額については、期待できないのですか。

（財政）財政課長

あくまでも、この比率を計算するとき、実際決算が出たときに比率というものは計算します。それで、今時点で、例年であれば、歳出の方の不用額というのは出てきております。それが、今時点で果たして1億円なのか2億円なのか、そういう部分での見込みも今時点ではちょっと把握できない状況にあります。それで、あくまでも決算見込みとして、平成19年度であれば補正予算で形式赤字額として計上しております金額でもって計算すると、この率になるということで答弁をさせていただきました。

前田委員

仮に不用額が出たとするならば、その金額によって連結実質赤字比率が動くということはあるのですか。

（財政）財政課長

不用額が出ますと、歳入の方もあるのですが、歳出の方の不用額が出れば、当然赤字額も減りますので、比率的には今答弁させていただいた比率より下がるというふうには考えております。

前田委員

収入率と予算の関係について

それで、予算説明書の数字のとらえ方についてちょっと確認したいのですけれども、歳入の科目のところを見ますと、市税で言いますと153億9,790万円、これらの数字が載っているのですけれども、市民税、固定資産税・都市計画税などが該当するのだらうと思います。私は、収入率の関係でも質問しているのですが、税の収入率が80.9パーセントですか。その関係と予算を上げるときの数字の関係、収入率と予算の関係についてはどうなっているのか。同じくこの税外収入についても聞いているのです。それで、同じくお聞きしますということで、収入率と予算の関係、歳入の関係、数字が載っているのです。この辺の関係についてお聞かせください。

（ 財政 ） 税務長

収入率の80.9パーセントにつきましては、これは現年度分の収入率と過年度分の、要するに滞納繰越分の収入率を合わせた平均ですので、このような数字になります。

（ 財政 ） 中田主幹

税外収入の方でございますけれども、予算説明書には金額の多い国民健康保険料並びに介護保険料については、ある程度どのぐらいの対象者がいるかということを見積もって出しているのです。それに過去の収入率を掛けて積算しております。そのほかにつきましては、お手元の予算説明書には記載はしてございませんけれども、これにつきましては、各担当課で現年の収入がどのぐらい見込まれるかという部分と、それと過年度分もでございますけれども、過年度分の収入も今までの経験からどのぐらい見積もれるかということを見積算しております。

特に例えば手数料とかですと、何年かに 1 回の手数料、許可申請とか、そういうのもございますので、前年とは全く同額ではないと、そういうものもございます。

前田委員

そういうことであれば、市税なんかは収入率の関係で落として計算していますから見ているのでしょうけれども、その他の税収の部分では見ているものもあるし見ていないものもあるということなので、見ているものについては問題ないのでしょうけれども、見込んでいないものが予算から外れると、歳入が減っていくことになるかと思えます。それで、収支均衡予算を組んだということでもありますけれども、見込んでいないものが当然あって、収入率が100パーセントになっていないわけですから、スタートの段階で、バランスが崩れてきているのかと思えますけれども、そのような考え方でいいのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

ちょっと訂正させていただきます。

税外収入につきましても、それぞれの収入率がございますので、それぞれ見積りのときについては、各担当課の方で今までの収入率を何とか参考にして、見積りをさせていただいているのが現状でございます。

前田委員

それでは、具体的に聞いていきます。

市民税、固定資産税・都市計画税など主な市税の収入未済件数、収入未済金額、収入率について過去 5 年程度で結構ですから教えてください。

（ 財政 ） 納税課長

直近の市民税の収入未済件数、収入未済金額、収入率ですけれども、平成14年度は件数が 1 万1,806件、金額が約 4 億8,361万円、収入率は91.3パーセント、15年度は件数が 1 万2,167件、金額が約 4 億7,536万円、収入率は91.4パーセント、16年度は件数が 1 万2,265件、金額は約 4 億7,408万円、収入率は90.7パーセント、17年度は件数が 1 万2,163件、金額が約 4 億5,763万円、収入率は90.9パーセント、18年度は件数が 1 万1,901件、金額は約 4 億3,258万円、収入率は91.7パーセントでございます。

次に、固定資産税・都市計画税ですけれども、平成14年度は件数が7,616件、金額が16億1,702万円、収入率は82.9パーセント、15年度は件数が8,160件、金額が19億3,188万円、収入率は80.1パーセント、16年度は件数が8,665件、金額が22億8,747万円、収入率は76.6パーセント、17年度は件数が8,880件、金額は26億123万円、収入率が75パーセント、18年度は件数が8,754件、金額が27億498万円、収入率は72.6パーセントとなります。

前田委員

すごい金額なのですが、市民税の件数で平成14年度から 1 万1,000件、15年度 1 万2,000件、16年度 1 万2,000件、17年度も 1 万2,000件、18年度が 1 万1,000件となっているのですけれども、この件数というのは人ととらえても同じ数字になるのですか。

（ 財政 ） 納税課長

市民税につきましては、法人市民税も入っていますので、個人の分と法人の分が入っております。

前田委員

これは単純に、個人と法人に分けたらどういうふうになるのですか。

（ 財政 ） 納税課長

平成14年度の件数で答弁しますと、市民税は個人の場合が1万1,200件ありまして、それと法人が590件という数字になっていますので、法人は大体500件から600件の間をいっております。

（ 財政 ） 税務長

概算では、95パーセントが個人、そして残りの5パーセントが法人と考えております。

前田委員

私は、法人の方まで頭が回らず、全部個人かと思っていたので、計算機で割り返したら、大体今13万8,000人のうち、8.6パーセントも市民税を払っていないのかと思っていたのですが、どちらにしても95パーセントが個人ということですから、そんなに外れていないのかと思うわけですが、いずれにしても件数が大きいと思っていますし、もちろん金額も大きいと思っています。

それで、先ほども質問したと思いますけれども、税外収入の関係については今と同じ質問になると、どのような答弁になりますか。

（ 市民 ） 主幹

国民健康保険料につきましては、平成15年度の調定額は44億341万420円、収入済額が40億5,467万7,069円で、収入率は92.08パーセントになります。16年度につきましては、調定額が43億6,739万6,870円、収入済額につきましては40億7,492万2,429円で、収入率は93.30パーセント、17年度につきましては、調定額43億1,004万6,855円、収入済額が40億5,602万9,421円で、収入率は94.11パーセント、18年度につきましては、調定額43億9,669万5,820円、収入済額41億3,133万6,308円で、収入率は93.96パーセント、このようになっています。

前田委員

今、確認した中では、90パーセント以上の高い収入率とお聞きしました。

それで、市税の滞納額は、私が調べたところによると、市税の方は31億4,900万円何がしです。それと、この税外収入以外の収入未済金額が13億5,500万円です。それをトータルすると45億400万円、この金額と決算書との関係とか、我々のような個人商店でいくと、売掛金になるのか未収金になるのか、そのような関係ではないのかと思いますが、これはどこにのってくるのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

決算特別委員会のときに提出させていただいております事項別明細書に、それぞれ調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額、それと収入率は出ていなかったと思うのですが、それらの数字をそれぞれの税目なり収入科目別に記載させていただいてございます。

前田委員

ですから、予算の均衡バランスをとるとかという部分についての関係は何か発生して、いわば未収の財産というのはどうなっているのか。

（ 財政 ） 中田主幹

一般会計と特別会計は現金主義で整理してございますので、その辺は入った額だけを収入額ととらえています。企業会計につきましては、一応企業会計の簿記という形でやっておりますので、収入未済額はそういう形で計上しております。

前田委員

それで、先ほど税外収入の関係は90パーセント以上だったのですけれども、調べてみると、中には相当足を引っ張っている収入率が低い項目があります。それで、その中の主なものについて何点か聞いていきたいと思えます。

それで、この一般会計の関係で、保育所関係の収入率というのは何パーセントですか。

（福祉）地域福祉課長

保育費負担金ということで答弁をさせていただきますと、平成17年度決算が82.1パーセント、18年度決算で78.0パーセントの収入率になっております。

前田委員

それで、78パーセントということは22パーセントの方が滞納しているわけですが、この内訳をお聞きしたいと思っているのですが、件数とこの対応をどうされているのか。

（福祉）地域福祉課長

平成18年度の保育費負担金の収入率は78.0パーセントということで答弁をさせていただきました。内訳ということで申しますと、現年度分については収入率92.5パーセント、滞納繰越分が7.6パーセントということになってございます。さらに件数といいますが、人数で申しますと、現年度分で144人、滞納繰越分261人、この中にはダブルしている方もいるだろうというふうに思っております。

対応なのですけれども、現在の収納に対する体制が、現年度分につきましては、子育て支援課が担当しておりまして、滞納繰越分につきましては、地域福祉課が担当しているという形になってございます。いい面と悪い面の両方があるのかというふうには考えるのですが、やはり現年度分も滞納繰越分もあるという方がいますので、そういう意味では効率的ではない部分もあるということで、検討課題として今後体制の見直しということも考えていくということで、現在進めているところでございます。

前田委員

これ措置はとられているようではございますけれども、卒園なんかされた場合はどうなのですか。

（福祉）地域福祉課長

基本的に卒園をしても、納入の交渉というのは続けてございます。ただ、やはりなかなか保育所から子供が卒園してしまうと、納入の意識が薄らいでいくといいますが、そういう傾向は若干見られるのかという気持ちはしていますけれども、納入の交渉につきましては、子供が卒園しても続けて交渉しているところです。

前田委員

それで、また答えづらいと指摘を受けるかもしれませんが、生活保護費の返還金収入という科目もあるのですが、この辺の数字が相当低いのですけれども、この数字の低いのは別としまして、どういう項目がこういうものに該当してこういう数字になっているのですか。

（福祉）地域福祉課長

生活保護費返還金収入につきましては、生活保護法第63条による返還金と同法第78条による返還金というのがございます。第63条の返還金というのが、被保護者が急に迫られて資力が一定程度あるにもかかわらず保護を受けたときに、その保護に要した費用を返還してもらうというものです。つまり、急にお金が必要のために、ならして見ると資金力というのは一定程度あるのだけれども、急にお金が必要ということで、保護費を出した場合に戻してもらうというのが第63条というものでございまして、これが平成18年度決算で言いますと、296件となっております。それからもう一つが、生活保護法の第78条による返還というのがあるのですけれども、こちらにつきましては不実の申請その他不正な手段、収入があるにもかかわらず少なく申告していたとか、そのような場合、あるいは年金が入ってきたのに、それを申請しなかったとかというような場合に返還を求めるものでございます。これにつきましては、18年度決算でいくと166件ということで、第63条の方が圧倒的に多いという傾向にございます。

前田委員

お聞きしますと、不正とか、収入があるのに突発的にお金が必要になったから借りて、それを返さないということなのですけれども、収入があるという、一時的にはそういうことが生じたのかもしれないのですが、総じて収入はあるということになれば、返す原資というのか、そういうものはあることになるのですが、なぜ収入率がこんなに低いのですか。

（福祉）地域福祉課長

一定の資力はあるということとして、決して裕福という意味ではなくて、あくまでも生活保護を受けている方なのです。そういうことからいきますと、返還金を一括で返還できないというケースが非常に多く、分割で返還してもらうような形になります。そうすると、決算時点では分割でまだ返している最中ですので、どうしても未納といえますか、収入率が低くなるということになります。

それと、やはり被保護者の方ですから、ケースワーカーの方も返還するよというこの指導なり、それから支給される保護費の中からいくらかでもということでの収入の努力はしているのですけれども、やはり生活困窮者という中では高い収入率に至っていないというところでは。

前田委員

次に、児童福祉措置費負担金の収入率が非常に低いのです。何かこれには理由があるのですか。

（福祉）地域福祉課長

児童福祉措置費負担金につきましては、先ほど申しました保育費負担金や助産費等負担金といったものが、以前は、児童福祉措置費負担金ということで1本の収入科目としてあったものでございまして、中身的に言いますと、平成12年度以前のものということになってございます。現在も分納中の方がいらっしやいまして、収入になるのが分納中の方の部分だけということで、あとは、時効の成立で不納欠損なりになっていくというのが現実でございまして、それ以外の分割納付で入れていただいている方の分が、収入済額ということになってきますので、収入率としては非常に低い数字となっております。

前田委員

それと、私も以前、奨学生選考委員をやっていました。それで、この教育費貸付金収入が異常に低いのです。それで、選考委員の中に出される資料の中でも、頭のいい人と言ったら言い過ぎかもしれませんが、ランクが3.5以上の人たちに主に貸し付けられているのが現実なのですけれども、35パーセントぐらいしか収入率がないというのは、何か異常というか、おかしいのではないのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

（教育）学校教育課長

教育費貸付金収入、いわゆる奨学金の貸与分のございですが、平成18年度決算で収入率が35.1パーセントということで、その内訳としましては、現年度分の収入率は85.3パーセントなのですが、過年度分の収入率は22.1パーセントとなります。この結果、トータルでは35.1パーセントという低い数字となっております。この奨学金の貸与分につきましては、高校卒業後、大学に進学すれば大学卒業後7年以内に返還するという決まりになっておりますけれども、結局進学されて、大学を卒業した後、地方に帰る。償還までに期間があるものですから、なかなか今度返す段になって借りていることの返還を忘れてしまうとかというケースも多いわけございまして、こちらとして対策としましては、過年度分の対策が、まず緊急の課題だと考えておりますので、督促を出すほか電話催告など、あるいは保証人に対してこういうものがあるということを請求していくなどの取組はしております。

前田委員

たしか、これは基金が何かで運営されていたのではないかと思うのですけれども、こういうことが続いていると、原資が枯渇してくると思うのです。この辺はどのようになっているのですか。

（教育）学校教育課長

この貸付金自体は基金を運用して、その中から貸付事業を行っていますので、当然貸したものが戻ってこない、基金が落ちていくと、本来貸すべき人に貸せなくなるという事態が出てきますので、やはり貸したものはきちんと返していただくということで、その意義についてもあわせて償還者に対して申し立てをしていくという考え方です。

前田委員

適正に運用をしていただきたいと思います。

家賃滞納訴訟について

それで、予算説明書の特別会計の関係で、住宅管理費の中に、何か訴訟費用等も盛り込まれているようでございますけれども、このことについて説明をしてください。

（建設）建築住宅課長

訴訟費用についての御質問でございますけれども、新年度予算には家賃滞納訴訟等滞納整理事業としまして、80万円を計上させていただいております。この内容といたしましては、市営住宅の明渡し訴訟といたしまして、弁護士費用、補償補填及び賠償金、訴訟印紙代、その他事務費で構成されてございます。

前田委員

訴訟の費用で80万円ということですが、内容といいますが、そういったことを教えてください。

（建設）建築住宅課長

明渡し訴訟の提起、1件分が80万円ということで計上しております。

（「滞納額は」と呼ぶ者あり）

訴訟の対象で予定いたしますのは、高額滞納をしている入居者で、なおかつ悪質といいますが、個別面談等にも誠意がないという人間をピックアップしまして、訴訟の提起に向けて進めてやってきてございます。

それで、滞納額で多いのは100万円をちょっと超える入居者がおりまして、その方を対象にして協議をしているところでございます。

前田委員

固定資産税・都市計画税について

それで、固定資産税関係を見ていきますと、平成14年度からずっと80パーセント台が続いて、19年度から70パーセント台にぐんと落ちているのですが、この関係と、大体想定はつくのですけれども、それにしても私のイメージしている金額からすると、26億円、27億円と1億円程度しか増えていないと思うのですけれども、これは入金があるからそういうふうになっているのだらうと思いますけれども、この辺の関係を説明してください。

（財政）納税課長

固定資産税・都市計画税のことなのですが、それにつきましては小樽市内に高額規模の件がありまして、その未納額がこの率を落としていっているというのが現状でございます。

前田委員

平成16年度から増えているのですけれども、26億円、27億円と1億円程度と言ったら逆に怒られるかもしれませんが、1億円ぐらしか増えていないので、そういう方も2分の1とか、6割、7割とか入れてくれているからこの程度で済んでいるのかと思うのです。この辺の納付状況というのはわかりますか。

（財政）納税課長

毎回、私たちはその企業なりと納税交渉を行いまして、やはりある一定の金額は分納なりで納めていただいておりますので、それとあと年々固定資産税でも課税標準額とかが減ってきますので、というか償却資産とかも減ってきますので、税額自体がある程度減ってきているというのもあります。

前田委員

質問を変えます。

学校給食の地産地消について

代表質問でも質問をしました、学校給食関係について端的に質問をします。

それで、学校給食での野菜類の年間使用量について、トマト、パレイショ、キャベツ、キュウリ、あと副食でイチゴとかブドウ、米、米は主食でしょうけれども、これらの取扱いというか、使用量はどの程度なのか。

（教育）学校給食課長

今お尋ねのありました数量でございますけれども、最初に野菜類でございますけれども、平成18年度の両調理場の数量でございます。トマトは3トン、パレイショは約11トン、キャベツは5トン、キュウリは約1.4トン、イチゴは約1トンでございます。ブドウについては近年使用しておりませんので、数字がございません。それから、米につきましては全体的な数量になりますけれども、18年度におきましては59.4トンになってございます。

前田委員

それで、答弁の中でもいただいております。地産地消を大切にしていきたいということでございまして、最近他府県のことかと思ったら、小樽市も学校給食の関係で新聞、テレビ、ラジオで放送されました。それで、安全・安心、またちょっと見方が違うのですけれども、食育なんていう言葉も今使われております。それで、若干答弁もいただいているのですけれども、この辺の考え方、教育委員会としてどのようなとらえ方をされているのか、ちょっと深く掘り込んでお答えください。

（教育）学校給食課長

今の地産地消の観点、それからまた食材の選定、それから食育等の取組もあります。食材の選定につきましては、安全な食材の選定が第一であるというふうに考えております。これまでも国産又は道産などコストを考えながら、地産地消の観点も含めて選定をしてきております。今後も同様な考え方で、より安心と考えられる食材を選んでいきたいというふうに思っております。

また、食育等の関連でございますが、地元でとれたものでありますとか、道内でとれたもの、こうしたものを給食の食材として使用することで、児童・生徒たちの食への関心をはぐくむ、またその食べ物自体への理解を図る、さらには農作物などをつくられている方々の仕事の内容でありますとか、また地域の状況でありますとか、幅広く給食の食材を基にした教育活動が図られると考えております。食育に関しては多くの教科との連携もありますし、食育の果たす学校給食の役割というのは、重要なものであるというふうに考えております。

前田委員

それでは、経済部にお伺いします。

代表質問でも農業人口の観点から、契約栽培とかいろいろな質問をしております。それで、答弁ではトマト824トン、パレイショ504トン、キャベツ315トン、キュウリ249トン、こうすることで、そのほかに野菜、カキ、芋類などが生産され、出荷されていると、こういうふうになっております。今お聞きしましたところ、学校給食の方では、トマトが3トン、パレイショ11トン、キャベツ5トン、キュウリ1.4トン、イチゴ1トン、ブドウはデータがないということで、あと米についても59.4トンです。私は米のことについては、経済部の方には質問をしませんでしたが、それ以外のことについては、答弁をいただいておりますが、この数字をもってすると、この程度であれば、もう十二分に賄うことができる数字なのでありますけれども、このことについて積極的に学校給食に使っていただくよう努力をするというか、そういう気持ちはないでしょうか。

（経済）農政課長

今、生産トン数がいろいろ出ましたけれども、前に代表質問で答弁をしていますとおり、学校給食で使うトン数と産出量のトン数では、やはり産出量のトン数がかけ離れて多いということはわかると思います。ただ、農業部門

の振興として、学校給食にということになりますと、今度、学校給食の方で、いつ、どこで、幾ら必要なのか、時期的なものもございませし、対象作物もございませし、そういうものを全部調整しながら、実際の農家に対応できるのかということまで検討しなければなりませんので、学校給食の考え方も聞きながら、できるものであれば進めたいと思いますけれども、検討させていただきたいということでございます。

それから、契約栽培につきましては、規模の大きい農家が今やっているのは、大量販売のスーパー等と契約して、農作物をそのスーパーの仕様に合わせて、大量につくって安定的に供給するということでは可能性はありますけれども、小樽市の農業は代表質問で部長から答弁させてもらったとおり、大規模な農家がいまいません。先ほどの一番多いパレイショ五百何トンということがありますけれども、農業委員会で農地基本台帳調査を行っておりますけれども、作付農家は114軒ございます。その505トン割って1軒幾らというふうにはなりませんけれども、農家の規模とかによりまして、この契約栽培のメリットがあるのかどうかというのも当然出てきますので、それは基本的に農協を経由して市場に流すということが当然輸送コストの面とかいろいろございますので、契約栽培については今のところは小樽市内では難しいのではないだろうかと考えております。

前田委員

いや、難しいことを、不可能を可能にするというふうに頑張ってもらいたいということなのです。それで、確かに何倍も何十倍も生産されているわけなので、量的には供給は可能なのです。それで、そういう調整をしてくれる人だとか、機関がないから恐らくちゅうちょしているのだらうとは思いますが、やはり新おたる農協とかが窓口になって、調整は可能だと思うのです。そういうやはり働きかけをすることが大事だと思うのです。それで、これはただ単に供給して使ってもらおうということではなくて、根本には小樽農業のやはり経営の安定とか、後継者の育成とかということにつなげていきたいわけです。経営が安定しないとそういったものに当然影響してくるわけですから、やはりこの辺について経済部は少し汗をかいてもらわなければ困ると思うのです。

それで、細かいことを言うようではございますけれども、いろいろな購買のされ方とか、消費のされ方を聞いたのですけれども、統計をとっていないからわからないという答弁もいただいているのです。そういうことを含めて、やはりどういうものが生産されて、どういう購買のされ方、消費のされ方をされているのかということを含めてやはり調査・研究をしていただきたいのと同時に、今お願いしているように、農産物を学校給食に使っていただくということで、前段私がお話ししたようにそういう農業振興に必ずつながっていくと思います。生産されているわけですし、生産している方も学校給食に自分が栽培したキュウリが1トンいくのだ、トマトが何トンいくのだとなれば、やはり励みになると思うのです。どうか汗をかいていただきたいと思うのですけれども、もう一度答弁を願います。

（ 経済 ） 農政課長

先ほども答弁をしましたが、これは当然農政部門だけでは意気込みはあってもできない話でございますので、学校給食課と連携をとって、できるものかどうかの検討をしていかなければならないということでございますので、よろしく願いいたします。

前田委員

ぜひお願いいたします。また忘れたところにこの質問をさせていただきますので、それまでの間、十分、調査・研究をしていただきたいと思っております。

濱本委員

それでは、私の方から昨日の一般質問に関連して質問をします。

教員のストライキについて

昨日の質問の中で、私が最後の項目で教育立市と申し上げました。明るい未来のための教育立市という意味合いも確かにありましたが、もう一つは教育でいわゆる子育て世代を、小樽の教育がいいから、小樽で子育てをしたい。

それで人口減に歯止めがかかるのではないかという思いもありました。移住政策、団塊の世代ということでターゲットになっておりますけれども、移住政策を行う上で、ある意味では子育て世代も有効な、マーケットと言っはおかしいですけれども、有効な世代ではないのかという思いで、昨日、質問をしました。

そういう関連の中で、昨日のいわゆるストライキの話ですが、全道平均は約50パーセントちょっとですが、小樽に関しては小学校は82.4パーセント、中学校は75.7パーセントということで答弁をいただいております。全道平均よりも大変高い率でありましたが、この分母は、例えば校長や教頭は入っているのか、期限付教員や非常勤の講師などもたぶんいるのだらうと思うのですけれども、そういうものは含まれての数字なのかどうか、まずその1点をお願いいたします。

（教育）学校教育課長

ストライキの参加率を算定する際の分母の部分ですが、これは校長、教頭の管理職を除く全教員ということで、その中には期限付教員や非常勤講師も入っております。

濱本委員

ちなみに期限付教員や非常勤講師の方というのは、どのぐらいいるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

申しわけございません。手元に資料がございません。

濱本委員

では、後ほど教えてください。

学校給食会について

次に、今回学校給食の事件・事故がありました。これについて私は、学校給食会が本当にきちんとやっていたのだらうかという思いをしておりますが、学校給食会に対する教育長の率直な気持ちをまずお聞かせいただきたいと思っております。

教育長

学校給食会につきましては、やはりこれまでこのような事件が起きていなかったから、恐らく安全なものという押さえで私どもは、各市町村に物資を搬送していたものと思っておりますが、今回このようなことが起きたものですから、やはり相当本腰を入れて、これからもマニュアルづくりをして進めていくものと思っておりますし、それ以上に私どもの方も監視の目を厳しくしてやっていかなければだめなものというふうに考えております。

濱本委員

1点だけお聞きします。

教育委員会や教育委員の話をするときに、レイマンコントロールという言葉がよく使われます。これは行政に対する住民意思の反映という、たしかそういう意味合いだったと思っております。

それで、教育委員会を構成している教育委員は、その住民意思を反映するために、昨日も言いましたけれども、資質の向上というのは必要不可欠だらうと私は思います。その資質の向上のためには研修会も必要でしょうし、情報提供も必要なのだらうと思うのです。

教育委員会議での資料配布関係について

昨日教育長が北海道学校改善支援プランの話がされましたけれども、例えばそういうものが教育委員会の会議の折に資料としてきちんと配布されているのか。例えば昨日私が中央教育審議会の教育制度分科会の地方教育行政部会が出したまとめ、これは教育委員会のあり方についてということで、相当なボリュームがありますけれども、こういうものもかつて出されたのかどうか、本当に出しているのか。そうでなければ、いわゆる事務局をコントロールする教育委員会そのものが、これは言葉が難しいので、教育委員会と言ったときに、全体の教育委員会を指す場合と教育委員の5名の会議を指す場合と、二通りあるものですから、なかなか難しいのですけれども、そのい

いわゆるヘッドクォーター、いわゆる事務方を管理している、統括している、教育委員会が正常に機能しないのではないかと思うのです。そこら辺については十二分にされているのかどうなのか、見解をお伺いします。

（教育）指導室主幹

全国学力・学習状況調査にかかわって、本市の状況や改善等につきましては、教育委員会に説明をさせていただいております。北海道学校改善支援プランの概要版は、以前は教育委員会の方にも来ていたのですが、製本版が昨日届いておりますので、今後示して理解を図っていきたくて考えております。

濱本委員

教育長を除いてたぶん今の 4 名の教育委員の中に、パソコンと無縁の方もいらっしゃるのだろうと思います。皆さんがパソコンに向かっているとも思えません。今、文部科学省も北海道教育委員会もそうですし、道立教育研究所もそうですけれども、皆さんホームページを持って、いろいろなものがデータとして、また文書としてアップされていて、いくらでも情報はたぶんとれると思います。でも、間違いなく中にはそういう情報に接しきれない方もたぶんいらっしゃるのだろうと思うのです。そういう意味では、ぜひとも情報提供をして、本当に子供たちというか、昨日は教員も命をはぐくむと私は言いましたけれども、教育委員会もそういう意味では子供たちの命を担保している大事な場所だと思いますので、ぜひともその点、力を入れて、小樽の教育が北海道の先進地と昨日も言いましたけれども、残念ながら、世間の風評はそうは言っておりませんので、先進地となるように、努力していただきたいと思います。

教育長

これまでもかなりの量の資料は配布して説明してきたところでございますが、今インターネットの話ですとか、コンピュータの話もございましたが、どちらかといえば、全員恐らくできると思うのですが、不十分な面もあるかと思っておりますので、実際にペーパーを渡しまして、今以上に勉強しながら、やはり現場の監視をしていきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋元委員

電光掲示板付災害対応型の自動販売機について

私の方からは、昨日の一般質問の中で地域防災計画について聞きまして、その内容についてでありますけれども、その中でも電光掲示板付の自動販売機についてなのですが、市長答弁の中でも、機器を設置する企業と積極的に協議を進めてまいりたいという答弁をいただきました。その件に関してなのですが、まずこの電光掲示板付の自動販売機の情報発信システムについて、わかる範囲でお知らせください。

（総務）黒澤主幹

電光掲示板付自動販売機は、自治体などで入力しました情報をインターネットを通じまして、自動販売機の電光掲示板で文字情報として表示することが可能なものであります。

平常時には地域情報やお知らせなど、このような情報を発信する、また、緊急時には災害情報などを流すような

システムになってございます。

秋元委員

例えば北海道とか北海道開発局、北海道警察などでも、企業と協定を結んで、地域貢献をしているというふうに伺っておりますけれども、どのような協定を結んでいるのか、その協定の中身がわかりましたらお知らせください。

（総務）黒澤主幹

協定の内容でございますけれども、各機関のすべての協定については承知をしておりませんが、北海道との協定について、答弁をさせていただきます。

内容の概要でございますけれども、災害時において飲料の供給、さらに自動販売機内の在庫飲料水の無償提供、さらに一時避難所、応急対策拠点としての企業の敷地、建物の提供、また、平常時には市町村施設への災害対応型自動販売機の設置、さらに情報の配信など、地域の防災力の強化に対する協力をしていくという締結を進めていくということでございます。

秋元委員

非常にすばらしいものだというふうに思うのですが、もし仮にそのような企業と小樽市が協定を結んだ場合の話をしていただきますと、このシステムを導入するに当たりまして、小樽市が支出する部分というのはどのくらいになりますか。

（総務）黒澤主幹

これに対する財政支出でございますけれども、発信の情報に係る労力というのはありますけれども、財政的な支出はないというふうに聞いています。

秋元委員

この辺も非常にすばらしいというふうに感じております。小樽市内にも複数の自動販売機があるわけですが、先ほど説明をしていただいたとおり、例えば災害時には在庫飲料水が無料で提供されるというような非常にすばらしいシステムもございます。そういう部分からも、小樽市でその機器を導入する場合に、すべての自動販売機というふうにはいかないのでしょうかけれども、例えば市役所の庁舎内、また市立病院内とか、多くの方が通る商店街などにもぜひ設置できないのかというふうに思いますけれども、その点についての考えをお答えください。

（総務）黒澤主幹

設置数については、まだちょっと具体的なものは決まっておりますが、委員の御提言のとおり、情報を多くの人に知らせるということでございますので、人目につく場所に設置するのが望ましいと我々も考えております。今後、設置場所とか設置台数につきましては、協議の中で考えてまいりたいという状況です。

秋元委員

今の情報を発信するという部分でも、災害時だけではなくて、日常、例えば小樽の広報の一部情報を発信できるようなことができないのか、また観光情報とか、若しくは小樽市内で起こった火災についての情報なども流すようなことは考えられないのかというふうに思いますけれども、この導入を検討していく上で、このような部分はどのようにお考えでしょうか。

（総務）黒澤主幹

緊急情報の場合は別といたしましても、平常時には委員の御提言のとおり、市政の案内とか火災情報、そういう発信は可能ということ聞いております。協議を進める中におきまして、情報の内容とか情報発信の方法について検討してまいりたいというふうに考えます。

秋元委員

今のこのようなシステムですけれども、道内のほかの自治体ではどのように設置されているのか。数市あるような話も伺っておりますけれども、また、ほかの自治体は、どのような取組をされているのか、知っている範囲でお

教えてください。

（総務）黒澤主幹

現在、道内では 4 市 19 町村、ほかに北海道開発局や北海道警察などについても協定を結んでいるということを知っています。

ただ、協定の内容につきましては、先ほど申しましたように、まだつかめておりませんが、これからそれぞれの自治体の取組などを調査いたしまして、参考にしてまいりたいというふうに考えております。

秋元委員

もしそのような情報を発信するというふうに決まった場合ですけれども、小樽市の担当の部課とかセクション、情報発信の操作のあり方について現段階でどのように考えているのでしょうか。

（総務）黒澤主幹

情報発信の担当ということですが、防災担当、広報公聴課、消防本部の方を想定しております。また、これらの担当、また詳細なそれぞれの方法につきましても、これから協議した中でそれぞれどこまで情報を流したらいいか、内容についても検討してまいりたいというふうに考えております。

秋元委員

この災害対応型の自動販売機の導入につきましては、ぜひ一日も早く実現できる方向で協議していただきたいというふうに思います。また、これから協議されていく上で、時期については現段階でどのように考えていますか。

（総務）黒澤主幹

時期ということですが、これについてはまだ協議をしている段階でございますので、情報発信を早急に行えるよう、企業とも具体的な内容について検討してまいりたいというふうに思っています。

秋元委員

地域防災計画の上でも、非常に画期的な取組だというふうに思いますし、災害は本当にいつ起こるかわかりませんので、ぜひ一日も早い実現をよろしくお願いいたします。

高橋委員

通告しておりませんでしたけれども、最初に 1 点だけ心配な点がありますので、お聞きしたいと思います。

株式会社木の城たいせつ倒産の影響について

株式会社木の城たいせつの倒産ということで、新聞報道がありました。建設部に伺いますけれども、小樽市内の影響を懸念するわけですが、確認申請の数とか着工数とかをもし把握しておられましたら、お知らせいただきたいとします。

建設部長

申しわけございません。今データはこちらの方にありませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

高橋委員

よろしく申し上げます。

それでは、代表質問にかかわって、財政から伺っていききたいと思います。

市税のマイナス分について

代表質問では、まず歳入ということで、入りの部分から議論をさせていただきました。入りの部分で大きいのは、やはり市税と交付税ということになっております。交付税については前年度対比、大体同額ということでしたので、影響はなかったわけですが、市税については 3 億 7,000 万円のマイナスがあったということですが、

まず、この確認ですが、内訳について説明をしてください。

（ 財政 ） 税務長

おおむね市長から答弁をしておりますけれども、法人市民税で約 1 億 7,000 万円、たばこ税で約 1 億円、その他固定資産税・都市計画税を合わせて 3 億 7,500 万円となっております。

高橋委員

たばこ税ですけれども、直近の 5 年の数字を調べてみました。予算ベースですけれども、平成 16 年度が約 11 億円あったわけです。その 20 年度との比較でいきますと、マイナス 1 億 2,000 万円程度ということになります。そうすると、昨年度からの落ち込みが非常に大きいのかというふうに思うのですが、この要因について説明していただきたいと思います。

（ 税務 ） 市民税課長

最近、受動喫煙とか健康問題とかというふうな問題で、喫煙者の喫煙場所等の減少もございましょうけれども、平成 18 年度に税率が改正されてございまして、平成 16 年度に本数で言えば、3,749 億本ほどあったものが、18 年度の決算では約 333 億本減ってございまして、またその 18 年度の税率改正に伴って、19 年度も相当数減ったのだらうということでございます。

高橋委員

実績値も落ちたし税率も変わったという内容ですね。

それで、財政部としては、これは想定していないほどの落ち込みかというふうに思っているわけですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

財政部長

平成 19 年度の当初予算をつくったときから大体の見込みで、今 19 年度の決算見込みでも 5,000 万円落ちている。さらに 20 年度の予算で 5,000 万円落ちているのが、大体のイメージなのです。直接入るものの財源のほかにたばこ消費税が交付税の基礎的なカウントがされる税の一つになっておりまして、そういう意味でも、たばこ税が減るということは交付税の原資が減ることになりますので、決して喫煙がまた増えていただきたいということではないのですけれども、その辺の部分の財源の不足も、トータルとして交付税を含めた財源調整の中で何とか見ていただければという気持ちはしております。

高橋委員

それで、今年度の予算にかかわって関連してくるのが、やはり財政健全化計画であるというふうに思っております。答弁にもありましたけれども、今、鋭意作業中だということでありました。恐らく試算は、もうある程度でき上がっていると思うのですけれども、その状況に関して説明をいただきたいと思います。

財政部長

議会でも市長の方からありましたように、多少作業が遅れておりまして、まだ最終的な意思決定をいただくまでには至っておりませんが、現状の中で歳入の方でいいますと、平成 19 年度から 20 年度にかけて 6 億円以上の一般財源が落ちたということで、そういう現実的な状況を踏まえて、やはり 21 年度以降の歳入を見積もらざるを得ないだろうというふうには思っております。

それと、交付税につきましては、まだ国の総額の関係が見えませんが、総務大臣のコメントを聞いておりますと、しばらくの間は今年のような措置といたしますが、その辺は続けたいようなこともおっしゃっていますので、今までのような減少がここ二、三年続くというふうには見なくてもいいのではないかと思いますけれども、少なくとも伸びを期待するとかという状況にも、またこれもないのかというふうに考えております。

現在それ以外の歳出の面とか歳出の洗い出し、極端に言いますと、もう一度予算編成を簡略化した編成作業が続いているという形になりますので、現在、歳出の方の見直しを進めておりますけれども、いずれにしても、その歳入の方の見通しが相当厳しくならざるを得ない中で、大幅な歳入歳出の見直しになるのかという感じはしています。

高橋委員

今年度は前に出していただいた一般会計ベースの財政健全化計画の見直し案があれば、非常に議論がしやすいわけですが、手元にありませんので、今あるこの資料にのっって、入りの部分の、地方交付税はわかりました。市税の部分について少し質問をさせていただきたいと思います。

この計画によると、平成20年度の予算ベースだと思いますけれども、157億4,000万円という数字がありますけれども、これは間違いはないのですか。

（財政）財政課長

昨年の3月に確定したときの歳入の中で見込んでいた地方税については、157億4,100万円です。今作業を進めているのは、あくまでも平成20年度につきましては、今回の予算ベースで置きかえて、21年度以降の歳入歳出について、今、作業を進めているということでございます。

高橋委員

そうしますと、平成20年度の予算説明書でいくところの154億円ということで数字を当てはめると、幾らの差額が出てきますか。

（財政）財政課長

平成19年度も健全化計画において、19年度の予算ベースを置いておりますので、3億7,500万円の減が地方税のところ起きることになります。

高橋委員

ここに平成24年度までの収支の表があります。市長答弁にもありましたけれども、24年度の最後は絶対守るといって答弁でした。ですから、この後は24年度までの計算で見直ししているということで確認してよろしいですか。

財政部長

そのとおりでございます。平成24年度に黒字化に持っていきたいということで見直し作業を進めております。

高橋委員

それで、その考え方をもう一度整理して確認したいのですが、7ページに収支試算というのがあります。試算の考え方ですが、個人住民税です。ここに出ている2パーセント相当、1億円程度というふうに書いてありますけれども、果たしてこれで本当に平成24年度まで推移していくのかと非常に疑問という心配です。人口問題で質問しましたが、過去10年の推移を見ますと、社会現象で8割が生産年齢人口ということになっております。そうすると、団塊の世代がこれから退職されていくことを想定すると、想定していると思うのですが、この数字が果たして具体的に使っていけるのかどうかという、その考え方はいかがでしょうか。

（財政）財政課長

現在、見直ししている中では、今回の市税につきましては、今回予算計上した金額の中身などを検討しながら、平成21年度以降の数字について試算しているところです。ですから、当然、昨年3月につくりましたこの試算の考え方そのものがそのまま踏襲していいのか、また現在の状況からいって、このとおりにならないということであれば、また別な試算ということのような形の中で、今試算しているところでございます。

高橋委員

4ページにありますけれども、個人市民税は、平成9年度から平成17年度、この8年間で21億円落ちているわけですが、8年で単純に割ると2億7,000万円、約3億円です。こちらの試算の考え方を見ると、この数字はちょっと低いのではないのかというふうに私は心配しております。

プラス追加要素として先ほど言ったように、団塊の世代の退職のことを考えると、非常にこの辺が数字として、もう一度精査する必要があるのかというふうに、私は思っているのですが、財政部の見解をお願いします。

財政部長

そのとおりと思います。全体を今、最終的には平成24年度で黒字に持っていきたいという大前提というか、目標がありますので、その辺で計画がつくりきれぬかどうかということはありませんけれども、基本的にやはり税の見方というのは、残念ながら年を追うことに従って、マイナス幅がなかなか改善に向かっていかないといいますが、場合によっては、その項目によってはさらに悪化しているものもありますので、今申し上げましたように、20年度の予算なども踏まえまして、さらに見直してまいりたいというふうに思っております

高橋委員

次に、法人市民税です。この考え方は平成19年度と同額で見込んでいるということでありました。今年既に1.7億円落ちているわけです。そうすると、今年からのベースで考えると、当然その見直しも大きいのかというふうに思うわけですが、その辺の考え方についてはいかがですか。

（財政）財政課長

当然先ほど財政部長からもありましたように、地方交付税などもそうなのですが、その発射台といいますか、その部分の数字からこれまでも一定の率などを考慮しながら試算しておりますので、平成20年度の今回の予算の数字を踏まえ試算をしていくというような形になりますので、法人市民税につきましても、落ちた額でもって20年度の数字は計算しますので、それ以降の数字につきましては、その数字を基にしながら試算していくということになります。

高橋委員

具体的な数字がないので非常に議論しづらいのですが、予告編ということで議論をさせていただきます。

もう一点、非常に気になっている点が、この入湯税です。この試算の考え方では、平成20年度から課税免除の見直しを行うというふうになっておりますけれども、現状どのようになっておりますか。

（財政）税務長

入湯税につきましては、ここ数年入湯客が減っております、減少傾向にあります。また、前から言われておりました課税免除規定の廃止につきましても、原油の高騰だとか、利用者の減などということで、現在も経営者とまだ話合いがついておりませんので、今後につきましても、今までと同様、若干減少傾向になるかという考えは持っております。

高橋委員

そうすると、この試算の考え方そのものが、もう振出しに戻して考えなければならないということによろしいですか。

財政部長

今、税務長から答弁しましたように、現実問題まだなかなか事業者の皆さんの御理解をいただけない状況にありますので、現行の健全化計画では見直しによるという表現で見込みましたけれども、今の見直しに当たっては、再度現状に立ち返って、もう一度どういう見方ができるのか、考えてみたいと思っております。

高橋委員

これについては、今後のめど、予定というのはどのようになっていますか。

（財政）税務長

あくまでも課税免除につきましては、この課税免除規定を廃止したいということも話した時点におきましては、やはり市の財政状況もありまして、すべてのものの減免規定とかそういう見直しがありましたので、そういう部分で強く事業者の方へ話をし、理解を得るようにしてきておりますけれども、なかなか後から建設されたといえますか、特に日帰りなのですけれども、それをねらい打ちされているような形の受止め方をしておりますので、その部分につきましては、なかなかこちらの説明、そして入湯税の使い方についても十分説明をしているつもりです

れども、なかなか理解を得られないというのが現状でありまして、今後も理解を得られるように、根気よく話し合いをしていきたいと考えております。

高橋委員

わかりました。

それでは、今度歳出の方ですけれども、今回も人件費を削るしかなかったというような状況というふうに思いますけれども、確認したいのは、この公債費です。今回、先議した内容があるわけですが、これは財政健全化計画にのっているもの以外に、どういうものがあつたのか確認したいと思います。

（財政）財政課長

この健全化計画で示しているのは一般会計ベースということで、一般会計の中での公的資金の借換えの分は、この健全化計画の中で見込んでおります。この間、先議いただいた分につきましては、あと住宅事業特別会計、それと水道事業会計、下水道事業会計ということで、公的資金の借換えとしては、一般会計を含めて 4 事業会計ということになります。一般会計と住宅事業特別会計は当初予算で見込んでございます。最終的な額の調整とかがありまして、補正はありましたけれども、見込んでございます。水道事業会計と下水道事業会計につきましては、この間、先議いただいた分ということで、当初予算には計上してございませんでしたので、償還額や限度額の設定の関係の先議をいただいたところでございます。

高橋委員

これも資料がないので、具体的には聞きませんが、一般会計収支表にかかわってくるのは、この繰出金であろうというふうに思います。ここに影響額が出てきて、プラス要素に私も働くというふうに思っていますので、もし試算していれば、どのぐらいの効果額といえますか、この繰出金の圧縮ができる予定なのか、確認できればお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

済みません。後ほど示したいと思います。

高橋委員

何回も言うようですが、具体的な数字がありませんので、また来た段階で具体的に伺いたいと思います。

18年度と19年度の累積赤字額について

確認ですけれども、平成18年度決算の累計の赤字額、それから平成19年度の決算見込みの単年度収支と、それからそれに伴う累計の赤字額を教えてください。

（財政）財政課長

累積赤字額ということでございますが、平成18年度の決算では約11億8,400万円でございます。それから、19年度の決算見込みとしましては、この間、先議をいただきました除雪分を含めまして15億4,500万円でございます。一般会計の18年度決算と19年度の決算見込みについては、以上の数字となっております。

（「単年度収支見込みはわかる、19年度の」と呼ぶ者あり）

19年度の単年度収支見込みでいきますと、3億6,100万円の赤字額ということになります。

高橋委員

地方交付税のマイナス分がそのまま飛び出してきたような状況ですね。

平成20年度の改善目標について

それで、またこの計画に戻るわけですが、気になっているのは、新しい指標ないし具体的な数字が出てこなければはっきり言えないと思うのですけれども、改善目標です。それで毎年度棒グラフのように出ているわけですが、既に平成19年度のところはこのようにはいかないというふうになるわけです。そうすると、この後の21年度以降の数字が、先ほど聞きましたけれども、最後が平成24年度というのは動かさないのだと。21年度から24

年度までの 4 年間で、それが吸収していけるのかというのが非常に私は心配をしているところです。その辺について、細かい数字は別として、具体的にどういう考え方でいくのか、その試算をしていると思いますから、考え方についてお知らせいただきたいと思います。

財政部長

最終的に平成 20 年度予算が収支のバランスをとるために、最後は給与費に頼らざるを得なかったということで、現実問題、それでバランスがとれたといえますが、そういう状況にありますので、単純に言いますと、今のように一般財源収入が続くという過程であれば、ほかの要素が変わらなければ同じような人件費の削減といったことにならざるを得ないのだろうというような計画の策定上の考え方はあります。

そこに加えて、これ以上一般財源収入がさらに見ざるを得ないということになりますと、そこが今一番苦労しているところなのですが、今回も財源対策としてとりました他会計からの借入れなどがまだできる余地があるのかとか、その辺のことを含めて、何とか工夫していかなければならないだろうというふうには思っております。

高橋委員

もう一点お聞きしたいのは、平成 19 年度に健全化の取組をされたということで、これも答弁だとほぼ人件費が大きな内容になっております。

それで 20 年度の考え方ですけれども、なかなか大きい数字、具体的な項目というのがあまりありませんでした。再度、もう少しこの中身、具体的に考えていること、それから額がもし出ればいいのですけれども、そのような内容をもう一度確認したいと思います。

（ 財政 ） 中田主幹

平成 20 年度の予算ベースで申し上げますと、19 年度予算と比較いたしますと、大きいものは人件費関係で約 9 億 2,000 万円の減ということになります。これは今回の職員手当の削減分を含めてのものでございます。

あと事務事業、管理経費とかも圧縮を進めていますので、そういう部分もある程度の金額は出ております。

高橋委員

逆にいうと、人件費が一番大きいのだと。人件費しかもうないのだということによろしいですか。

財政部長

現実問題、先ほども言いましたとおり、職員給与費で収支を最後は合わせたということですので、正直申し上げまして、これだけの財源を生み出してくることは、ほかではできなかったということが現実でございます。ただ、詳細について、今答弁がなかなかできていませんけれども、昨年の 7 月ぐらいからだったと思いますけれども、歳入の動向が厳しいということで、庁内に協力を求めまして、できるだけ早くから平成 20 年度予算の必要額をちょっと見積もっていただけないかといいますが、ある程度こういう 19 年度予算を削減した中でできないかということも一応検討を始めていただく、多少早めに行動を起こして、そういうことではやってきたつもりではございます。ただ、その中でもやはり管理経費等はかなり落としてきていますので、現実問題、そこで 1 億円、2 億円を出してやるのがなかなか大変な作業であったということは事実でございます。

高橋委員

先ほども言いましたけれども、具体的な数字がないのでなかなか突っ込んだ議論は難しいのですけれども、そうすると、最終的に先ほど言った入りの部分で地方交付税が何とかこのまま何年か推移していけば、気になるのは市税だと。市税にもし穴があいた場合には、やはり職員給与費の人件費を何とか考えていくしかないというのが財政部長の答弁だったと思うのですが、ではこれでいくと、あと 2 年ないし 3 年すると、このグラフではよくなっていくというふうにはなっているのですけれども、もしこれが具体的に数字のように上がっていかなければ、今年のよような人件費の削減が毎年 2 年、3 年と続いていくという可能性もあるということではないのでしょうか。

財政部長

平成18年度がこの現行の計画で言いますと、14億円ぐらいの赤字になっているかと思います。先ほども答弁しましたように11億円台まで改善はしておりますけれども、そういうことをもっても、まだ残念ながら24年度までに改善して頭出しを黒字にしていこうというのは、大変な作業であることは間違いありません。先ほど申し上げましたように、計画を策定する上では、やはり今年度が最終的に職員給与費の削減で収支バランスをとったということをお踏みまますと、ある程度の年数はやはりそういうものを想定した中でないと、計画はつくれるのかという気はしてございますけれども、今考えておりますのは、そういう形で見直させていただいたとしても、毎年度税なり交付税なり国の税収対策も地方財政対策も変わってまいりますので、その状況を見て、最終的なその財源対応といいますが、その辺はまた考えていくことになるのだろうと思っております。

高橋委員

最後に市長にお聞きしたいのですが、市民の皆さんに、ここ四、五年が正念場なのだと。財政的にもそれを乗り越えれば何とかなるのだというお話をされているかと思えます。現実問題として、なかなかの前に立てた財政健全化計画が厳しい状況だというふうに私は認識をしています。ですから、そのことを踏まえて、この平成24年度までの市長の任期だとあと3年ですけれども、任期内に要するにこれを上向きの方向に向けていくのだという決意はあろうかと思えます。それを含めて、市長の思い、見解を伺いたいと思えます。

市長

財政健全化計画を一定の条件の下につくっているのですけれども、その計画の前提条件がころころ変わってくるという、そこが一番の悩みどころでございます。それが苦勞しているところですが、何とかこの赤字幅を縮小するといえますか、減らしていくということについては、かたい決意を持って進めていますので、この四、五年が何といても勝負だと思っておりますので、いろいろな手法を使って今取り組んでおります。繰上償還の問題や今回の人件費の大幅削減もそうですし、こういった努力をしながら、何とか平成24年度を目指してやっていきたい、これはもう全職員の一致した考え方でございますので、その決意の下に進めていきたいと思えます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

私の方からは、代表質問の関連で大きく三つの項目について質問します。

一つは、市長のマニフェストに触れて、地域経済と中心市街地の活性化に関する質問をさせていただきました。言われて久しいですが、小樽の現状から考えれば、まちの活性化なくして小樽の発展はないと、こういうふうに思うところでございます。そういう観点に立って、取組の成果は上がっているのかと、こういうふうに聞きましたら、市長答弁で、一定程度上がっているということの検証をさせていただきました。

今日質問したいのは、特にその中で小樽らしさを生かした地域経済・観光の振興という点について伺います。

市長の答弁では、市内企業を中心に、産学官が連携して組織する東アジア・マーケットリサーチ事業実行委員会が今回で3回目となる台湾での商談会を本年も実施し、地場産業の販路拡大に向けた取組を進めていますと、こういうことです。そのくだりの中に、企業誘致においても、石狩湾新港小樽市域で昨年4月から12月までの間に5社が操業を開始しております。その投資額は約40億円に達していると、こういう答弁がございました。

企業誘致のこれまでの実績と今後の取組について

そこで、お伺いします。この企業誘致についての観点なのですが、これまでもいろいろな形で取組をされてきたというふうに思いますので、まず1点目は、これまで企業誘致にどんな実績を残してきたのか、それを示してください。

（ 経済 ） 三船主幹

今までの実績ということで答弁したいと思いますけれども、今、平成18年度から企業立地促進条例という新しい条例もできておりますので、その前後で比較をしてみました。

銭函 3 丁目の銭函工業団地と銭函 4 丁目、 5 丁目の石狩湾新港工業団地を合わせたの数字になりますけれども、平成15年度末で新しい立地が 2 社、それからその年度で操業開始が 4 社、平成16年度末、立地が 5 社、操業開始が 8 社、平成17年度末、立地が12社、それから操業開始が 7 社、18年度末で立地が12社、操業開始が 9 社、それから19年度は 4 月から12月末までの数値になりますけれども、立地が13社、操業開始が 6 社という形になっておりまして、平成17年度は手稲区に大きなショッピングセンターができた関係で、立ち退きで小樽に進出された企業が多かったというちょっと特殊な事情はございました。なお、今挙げた数字は、この中から撤退していく企業というのもございますので、必ずしも今答弁しました数字が純粋な増加というふうにはなっておりませんが、今答弁した実績がございます。

佐々木委員

そういう中では、いろいろと努力をしてきたのだというふうに思います。その間の努力に対しての部分というか、下がった部分もあればこういった部分もありますけれども、どんな点について努力してきたのでしょうか。

（ 経済 ） 三船主幹

まずは小樽というまちを知っていただくということで、企業誘致のセミナーとかもございまして、まずはさまざまな機会に積極的に種をまきに行くという P R をする部分、あとは企業誘致のために必要な、例えばパンフレットとか、そういったグッズを整備していくというような部分です。さらには進出してきてくださった企業に満足をしていただくという部分で、訪問などを頻繁に行いまして、企業に満足をしていただいて、知り合いの企業にも来てもらうといいですか、そういったようにつながっていくような努力をしております。

佐々木委員

それで、結果的には石狩湾新港小樽市域で 4 月から12月までに 5 社が入ってきた。これは画期的というよりも結構な成果を上げているのではないかというふうに思ったので、こういう結果に結びついた要因といいですか、このところを分析されていることがあれば、お聞かせ願います。

（ 経済 ） 三船主幹

まず、要因として考えられますことですが、石狩湾新港地域は分譲主体が石狩開発株式会社になっておりますけれども、そちらとの連携が非常にスムーズにしております。したがって、相手先の企業への対応というものが非常に素早くできました。また、スムーズに連携できたことから、広さとか、あと土地の用途とか、そういったものが企業のニーズに合った用地、それを素早く確保できたということ、また操業に結びつけるためには建築確認申請等、小樽市役所庁内の協力といったものも、とても大事なことなのですが、こちらの関係部署とも連携が非常にうまくいきまして、建築確認申請等もスムーズに建築確認をいただいたという部分です。また、何より平成18年度からスタートした企業立地促進条例による 2 年間の固定資産税・都市計画税の免除というものが新築をしたいという企業の背中を押した形、新築を決断させたということが言えるかと思えます。

佐々木委員

わかりました。

そのぐだりに投資総額が 5 社で40億円となっておりますけれども、これの積算根拠といいですか、5 社の内訳等を含めてお知らせください。

（ 経済 ） 三船主幹

40億円の算定の根拠ということでございまして、新たに操業を開始した企業とは、特に建築確認が進んで以降、スムーズな操業開始というものに結びつけていかなければならないということから、連絡を密にとっており

ます。そういった中で、企業の方との話合いの中で聞き取りとありますが、幾らぐらいというような話は必ず出ますし、また、新しく操業を開始したということは、先ほど来申し上げております課税免除の手続というものも必要になり、そういった申請の書類には数字が出てくる形になりますので、そういったものを根拠に40億円という金額が算出されたということでございます。なお、内訳についてなのですけれども、ちょっと個々の企業について幾らという答弁は控えさせていただこうと思うのですけれども、投資額で5億円未満というところが2社、それから5億円から10億円というところが2社、そして20億円以上というところが1社ございました。

佐々木委員

何か先行き明るいような感じがありますね。そういう面で考えれば、波及効果となるとまたその部分がなかなかできないのだろうと思えますけれども、これにおける地域への影響はどういうふうにつかんでいますか。

（経済）三船主幹

地域に与える影響ということですが、まず建設の段階で小樽の企業を使っていたいただければ建設業という部分で経済効果が期待できるという部分があると思います。あと、雇用の部分で、なるべく小樽の方を使っていたらということのように私もお願いをしておりますし、また企業からの求めに応じまして、ハローワーク等とも連絡をとるなど協力をさせていただいて、雇用の面でも寄与する部分というのはあると思います。

佐々木委員

この項の最後にします。

これを機会にしまして、今後の誘致作戦の見通しとありますが、この辺の感触があればお知らせください。

（経済）三船主幹

今後の作戦見通しというお尋ねですが、まずは現在の課税免除の制度というのがまだスタートして2年です。これを当面の間は活用するということが大事かというふうに思っております。また、予算というのは非常に限りがございますけれども、効果が高いというふうに考えられる事業に取り組むということで、例えば小樽市内の物づくりの技術というのは非常に高いものがあるというふうに思いますので、その技術を売り込んでいく。そして、誘致につなげる。そのためにPRするためのグッズをつくってみようということとか、あとは技術又は製品等のビジネスの交流会というものもございまして、そちらの方にも出店する、そういったことが考えられると思います。また、海外の企業からの問い合わせなども現在まで数社ございましたので、そういった海外の企業に対応できるようなPRのパンフレット、そういうものもつくっていきたいというふうに考えております。また、本社の登記を例えば小樽にしてもらおうとか、そういうような形で工夫を続けていって、小樽に来てよかったというふうに言っていただくと、先ほども申し上げましたけれども、仲間の企業とありますが、そういった企業も誘致できるような形に持っていければというふうに考えております。

佐々木委員

三船主幹1人で頑張っているのですか。

（経済）三船主幹

私は産業振興課の中にデスクを置いております。産業振興課の産業振興グループ、課長をはじめ全員が私の仕事を、一緒に手伝うと言ったら失礼かもしれませんが、やっております。1人ではございません。

佐々木委員

次に移ります。

子育てプランの推進会議と推進協議会について

少子化対策についての部分で、代表質問で本市の次世代育成支援行動計画の進行管理の問題について質問しました。答弁では、二つの会議名が出てきました。一つは推進会議、それからもう一つが推進協議会、こういう言葉が出てきて、それに触れて答えてもらいました。

そこで、それぞれの会議の目的、それから業務内容、役割についてお知らせください。

（福祉）子育て支援課長

おたる子育てプランの進行管理する体制について答弁いたします。

プランの推進に当たりましては、平成15年に国が示しました行動計画策定指針に基づきまして、全庁的な体制の下に各年度において、その実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策の実施を進めるということになってございます。このため庁内の体制といたしましては、福祉部次長を座長にいたしまして、各関係部の課長職で構成する推進会議を平成18年10月に設置しており、子育てプランに盛り込みました各事業の実施状況を把握、点検してございます。

また、もう一方ですけれども、次世代育成支援対策推進法に基づきまして「対策の推進に関して必要となるべき措置について協議する地域協議会を組織することができる」とされておりまして、こういったことから、子育てプランの策定時に設置しました市民協議会から広く御意見をいただいたわけですが、その委員でありました方々、教育、福祉や子育て支援事業者の方々から、再度この子育てプランに盛り込んだ事業の実施に関する御意見、御助言などをいただくために、推進協議会を平成18年11月に設置してございます。この二つの会議をもってして、子育てプランの進行管理といったことをしてございます。

佐々木委員

重ねて設置したということで、今までにどれだけの回数を行って、その内容をお知らせください。

（福祉）子育て支援課長

これら推進会議、推進協議会の開催回数につきましては、年1回ずつ開催してございます。それで、子育てプランが平成17年度からスタートしてございますので、17年度の実績報告を18年度に、それから18年度の実績報告を19年度ということで、1回ずつ開催してございます。

それから、内容についてですけれども、17年度の実績報告を一昨年にしたときに、この様式、それから報告時期について御指摘がございまして、これを昨年改善したところでございます。表のつくりといたしましては、進ちょく状況が見にくいというようなことがございましたので、実施区分の項目を設け、新規、拡大又は拡充、継続などのマークをつけさせていただきました。それから、報告時期につきましては、17年度の実績報告をする際につきましては、ただいま申し上げた二つの会議を立ち上げる時間が少しかかりまして、18年の第4回定例会の厚生常任委員会で報告をさせていただきましたところ、この子育てプランが全庁的な各事業にまたがっていることから、御質問をいただく場としては理事者の出席が不足しているというような御指摘がございましたので、18年度の実績報告におきましては、一応推進会議で取りまとめた資料を全議員の皆さんに配布し、できましたら決算時期に合わせてということで、9月に配布をしたところでございます。

佐々木委員

今日は平成20年度予算ということで審議をするのですけれども、先ほどの経過からいえば、今これから19年度の実績をまとめると。だから、持ち得ている資料からすれば、これがこれまでの実績ということですね。

それで、どこの都市も競って今少子化対策を頑張っているところだというふうに思います。そういう意味で考えて、それぞれの事業がございまして、これが小樽の子育てプランと申しますが、少子化対策の最たるものだというふうに押さえるとすれば、できればそれぞれの事業実績をいかんまでよろしいですけれども、どれだけ小樽はお金をかけているのかということになると申すけれども、通告はしていないものですから、細かい数字までつかんでいないとすれば、次回に回しますけれども、その辺は答えできますか。

（福祉）子育て支援課長

今お手元の方にお持ちの平成18年度の実績につきまして、事業費の数字というのは載せてございますけれども、各基本施策に基づく集計等はまだまだしてございませんので、できましたら次回にさせていただきたいというふう

に思います。

佐々木委員

それで、年度をまたいで推進会議、推進協議会、それから各部で庁内にわたっての横断的な取組をするということですが、計画を推進していく上で、課題になっているものはありますか。

福祉部長川次長

プランには、多くの事業があるわけですが、なかなかその成果が計画を立ててから 2 年度しかたっていないこともございますし、今時点ではっきり数字的に効果があがったとか、うまくいかなかったとかいろいろございますけれども、そういった数字的に、あるいは現象的にうまく課題は何かと言われましても、その事業ごとでとらえ方が違うかと思えますけれども、子育てプランに従いまして、子育て、少子化対策といいますが、それを集約したプランでございますので、年度を数えながらといいますか、状況も見ながら、一つ一つの事業を進めていくというスタンスでいきたいと思えます。ただ、全体的な事業は福祉部が全部担っているわけではありませんので、その辺のことは御理解いただきたいと思えます。

佐々木委員

そういう作業になれば、企画政策室の方であるのかという感じはします。結局行ったり来たりするということになるかもしれませんが、そのところは連携プレーでスムーズに進めながら、常に進行管理をしていただきたいというふうに思います。

この項の最後にします。

小樽市独自の子育て支援事業について

代表質問の中で先進的な取組をやっているまちがありますかということをお聞きしました。逆に、小樽が目玉といえますか、全道、全国に発信している事業があれば教えてください。

（福祉）子育て支援課長

小樽市における子育て支援事業の措置で、これはと言えるような事業ということでございますけれども、地域子育て力強化事業ということで、今年度予算を計上してはいますけれども、これは銭函地区の民生委員、それから子育て支援ボランティアが中心になって、毎週木曜日に銭函の市民センターで開催していますあそびの広場、これが少し全道的にも進んでいる取組であるというふうに評価をいただいているところでございます。これにつきましては、後志に地域少子化対策圏域協議会といったものが置かれているのですが、これのフォーラムでありますとか、それから札幌市の子育て推進のフォーラムにパネリスト、それから事例発表者というようなことで、こちらのスタッフであります「げんき いん ぜにばこ」の民生委員の方が発表に行っております。1 回当たりの開催に当たりまして、15 組から 20 組近くの親子が来まして、常時 40 人近い親子が集まっていて、官民一体となって地域の子育て支援事業を展開しているという意味では、非常に評価されているというふうに思っております。

佐々木委員

第 2 次小樽市温暖化対策推進実行計画の策定の目的と内容について

最後は、環境エネルギー問題について触れて何点かやりとりさせていただきます。

その中で、小樽市の地球温暖化に対する取組について伺いました。答弁としては、小樽市の場合で言えば、市が直接の事業者として化石燃料などのエネルギーを消費していることから、率先して温室効果ガスを削減するため、平成 18 年度に第 2 次小樽市温暖化対策推進実行計画を作成した、こういうくだりがございます。これは第 2 次ですから、私は第 1 次の内容は理解しているつもりです。それで、この第 2 次対策推進実行計画について、目的、その内容をお知らせください。

（環境）環境課長

第 2 次小樽市温暖化対策推進実行計画の策定の目的とその内容についてということでございますけれども、平成

10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定されまして、国及び地方公共団体はみずからの事務事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画、これは実行計画と言われているものですが、これを策定し、公表することが義務づけられました。

これを受けて、小樽市では平成13年度に小樽市温暖化対策推進実行計画、第1次計画ですが、これを策定し、市のすべての部署で温暖化対策に取り組むこととしたものです。第1次実行計画策定から5年が経過して、計画期間が満了しましたが、国においては温室効果ガスの総排出量を平成20年度から22年度の間、平成2年度同比で6パーセント削減するという目標となっておりますことから、小樽市としても引き続き温室効果ガス削減に向けた取組を進めるため、計画期間を平成18年度から22年度の5年間として、第2次実行計画を平成18年度に策定したものでございます。

この計画の内容についてでございますけれども、計画期間中、市が排出する温室効果ガスについて、基準年の平成2年度の排出量から毎年度6パーセント以上削減することを目標としております。この目標を達成するため、市のすべての部署で日常業務や施設管理など、業務内容に応じて職場全体で取り組み、職員一人一人が電気や水の使用量、用紙類やごみの削減など、身近なことに配慮した取組をすることにより、削減目標を達成しようとするものでございます。

佐々木委員

それで事業実績というふうに聞いたら、今の答弁になってしまうのかな。恐らく、この庁内の部分のところはこれだけにとどまらないというふうに思うのですけれども、改めて事業実績と聞かれたら、何と答えますか。

（環境）環境課長

事業実績ということでございます。これもあくまでも小樽市として、一事業体としての事業実績という結果になりますけれども、平成18年度においては、基準年である平成2年度と比較しまして、11.5パーセントの削減ということで、毎年度6パーセント以上削減するという目標数値を達成しております。前年の平成17年度と比較しても、6.3パーセントの削減になってございます。

佐々木委員

実績は残していますね。

それで、今後の課題はありますか。

（環境）環境課長

今後の課題ということでございますけれども、小樽市は寒冷地ということで、冬期間のロードヒーティングや市の施設の暖房の電気や燃料の消費量というのは、どうしてもその年の気象状況に左右される要素が大きいわけでございます。しかし、これまで小樽市で温暖化に係る数値を取り始めた平成11年度に比べて、寒さの厳しいときや積雪の多い年もありましたけれども、その後のいずれの年においても、平成11年度と比較して削減目標を達成してきていることから、今後も施設管理における温度管理の徹底や職員一人一人が不必要な電気を小まめに消すことなど、地道な環境配慮行動の徹底を図りながら、目標を達成していくことが大切なことであると思っております。

佐々木委員

「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の現状について

もう一つ、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」が紹介されていましたが、この現状についてお知らせください。

（環境）環境課長

「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の現状ということでございますけれども、これにつきましては、平成18年3月に完成したものでございます。

内容につきましては、一般家庭において、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを削減するために、市民

が日常生活をしていく上でどういうことができるのか、どのようなことに気をつければよいのかということを知りやすく紹介したものでございます。

これについて、作成したエコ・アクション・プログラムの活用方法ということで答弁をさせていただきますけれども、市で直接行ってあります環境パネル展あるいは民間事業者の展示会などに協賛して行うパネル展、そういった催物の際にコーナーに置いて配布をしたり、あるいは出前講座、それから小中学生の総合学習のときにも教材として配布をする。また、そのほか各種団体への配布、ホームページにも載せてエコ・アクション・プログラムの普及に努めているところでございます。

佐々木委員

結構なボリュームのあるものだけでも、これにかけた予算はどのくらいですか。

（環境）環境課長

予算ということでございますけれども、あくまでもこれは職員の手づくりで作成しているものでございまして、そのための紙あるいはインク、トナー、そういった消耗品類が主なものでございますけれども、大体平成19年度予算でも17万円、それから来年度予算でも16万円ということで、限られた予算の中ではございますけれども、その中で最大限、部数を作成して配布してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

佐々木委員

最後になります。

洞爺湖サミット関係の予算について

本年7月には温室効果ガス削減を主要議題とした北海道洞爺湖サミットがあります。市長の答弁で、これに小樽市も民間団体との共催によりまして、6月に記念講演会や記念植樹の関係が予定されているようですけれども、これにかかる予算ははじき出しているのでしょうか。あれば教えてください。

経済部次長

6月に開催いたします北海道洞爺湖サミット記念植樹祭の予算についてでございますが、総額としては600万円、事業費のねん出内訳でございますが、北海道から半分の300万円、それから、協賛金等で240万円、そして小樽市から60万円ということになっております。

佐々木委員

わかりました。このサミットを機会に環境の小樽というふうにしていただきたい。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

代表質問の中から、細かい数字について伺います。

市立病院の薬局関係の収支関係について

まず、病院問題の中で、医薬分業について取り上げました。その中で、「市立病院にとって院内処方による薬価差益が減少することは、病院事業会計の収支を悪化させることとなり、現在のところ病院経営面からは院外処方により薬剤師を減少させるよりも院内処方のメリットの方が大きいと考えております」という答弁がございました。ここで薬価差益という言葉が出てきて、非常にその部分が大きいのだということなので、要するに薬局の面における収入と支出、そのバランスについてお聞きいたします。

まず薬局の方の人員費の総額はという金額になりますか。

（樽病）医事課長

薬局の職員の人員費でございますけれども、正規職員、臨時職員、嘱託員を含め、小樽病院、第二病院を合わせ

まして 1 億 7,200 万円でございます。

大橋委員

それに対して、いわゆる労働作業をした部分の収入、これは調剤料とか処方料とか薬剤管理指導料とか健康保険の方からいろいろな形で来るのですが、ここの投薬作業をしたことによる報酬の部分は幾らになりますか。

（樽病）医事課長

診療報酬上の薬剤の部分といたしましては、総額 14 億 5,200 万円となっております。

大橋委員

それで、薬価差益は幾らになりますか。

（樽病）医事課長

現状といたしましては、10 パーセントを超えております。

大橋委員

10 パーセントという形で来たのですけれども、今まで金額で聞いているところに答えがパーセントですから、逆に言いますと、薬の仕入れの総額は幾らになっていますか。

（樽病）医事課長

薬の購入金額でございますけれども、12 億 4,900 万円です。

大橋委員

仕入れ総額が 12 億 4,900 万円で、薬価差益が約 10 パーセントだと。あとは想像しろという世界ですけれども、ほかの部分は金額が出せるけれども、薬価差益については金額が出せない。これについては理由があると思いますが、どうして金額を言いたくないのか。

（樽病）事務局長

薬価の購入単価につきましては、毎年購入業者とのいわゆる価格の引下げ交渉という形で、年 2 回くらいやっていくのですけれども、それで市立病院も民間病院もそうですけれども、それぞれ病院のいわゆる引下げ交渉の努力によって、各病院の差益というのが、購入単価が違ってきますから、定価から購入金額を引いた差益というものはその病院それぞれで全く違ってくる形で、それを個々に業者との話合いでやっていますので、業者の方はある病院の値引率がわかってしまうと、非常にいろいろ問題が多いということで、今私どもはこういう言い方で答弁したということでございます。

大橋委員

病院のいろいろな収支状況とかを見ると、我々は普通決算説明書を見るのですけれども、これを聞いたのは、結局決算説明書をいくらのぞいていても出てこない。これは私が見ているから出てこないのか、決算説明書自体の中で薬価差益というものが表面に出てこないような形の決算説明書なのか、これはどうですか。

（樽病）事務局長

今答弁しましたように、いわゆる決算関係の書類の中では当然購入価格は出てきます。種類は物すごく多いですけれども、それは当然単価があって数量があって購入金額が出ますから、そういう意味ではその購入価格については決算説明書等には表せますが、薬の定価についてはどこにも出てくる仕組みにはなっていません。

大橋委員

薬価差益の仕組みの部分は、まずわかりました。

それで、非常にいわゆる医薬分業の部分で、損益分岐点といいますか、協会病院や済生会小樽病院など、ああいふ入院患者を抱えているところも、民間はもう医薬分業をしまっているわけです。つまり、損益分岐点よりももうもちたえられないということで医薬分業をしている部分と、患者へのサービスの部分とあるのですが、今 10 パーセントという数字が出てきました。これは医薬分業のいわゆる損益分岐点というのが、一般的に薬価差益が 8

パーセントになったらもう完全に赤字だというふうに言われています。だから、そこにおいて、小樽病院がまだ結局、いわゆる薬価差益の部分で利益があるというふうに言っている部分は理解いたします。

ただ、構造的に小樽病院といえますか、公立病院は民間より人件費が高いわけですし、ですから、民間の 8 パーセントというところよりも、あるいは損益分岐点は 9 パーセントなのかもしれないわけです。あるいは今の 10 パーセントがぎりぎりなのかもしれません。そうすると、かなりせば詰まったところまで、これはこういう医療報酬の引下げだとか、そういうことをどんどんやるからこういうことになってきたのですけれども、今後もまだ下がるという部分があります。

それで、危くするのは、結局もうぎりぎりまで来ているという感じがして、それである年、急にまた単価の引下げをやられてしまう。そうしましたら、そのときに今度厄介なのは、赤字になるから薬局の人数を減らすということが簡単にできないという部分があります。いわゆる公立病院の経営者がだれかという厄介な問題なのですが、薬局長は結局、責任者でありますけれども、技術屋であります。それで、いわゆる経営判断としてどの辺までいったら人を減らしたらいいのか、それとも結局分業に踏み込むのか、こちら辺で非常に小樽病院の経営形態では危くがあるのであるけれども、その辺を総合的に考えていかがですか。

（樽病）事務局長

先ほど医事課長が答えたいいわゆる薬価差益の率というのは、10 パーセントを超えている。現状はそうなのですが、以前と違って、今、委員がおっしゃいましたように、いわゆる診療報酬の薬価の引下げ等もありまして、極めて今の状況は 10 パーセントの前半という状況ですから、院外処方への検討ということは、私も従前答弁をしていますけれども、これは新病院がうんぬんだということではなく、検討はしていかなければならないと思います。

ただ、問題は、今年もそうですけれども、退職者の補充については極めて今慎重にしていまして、定員も例えば 12 月にやめた薬剤師の補充はしていません。そういった形で、これからは退職者についての補充というのはなかなか難しいのではないかとというふうな対応はできるのですが、いわゆる院外処方に持っていったときに、今外来の薬剤師の職員が、一人当たり業務量でどのぐらいのウエートを占めているか、3 割ぐらいなのです。すると、外来を院外処方に持っていくと、薬剤師の業務量というのは減りますから、人数は減るという計算にはなるのですが、実際職員をどうやってその薬剤師の減を考えていくかという極めて難しい問題があるということは事実ですから、その辺も含めてどういう形で移行していけばいいのか、それから薬価の引下げの動向等も注視しながら、考えていかなければならないというふうに思っています。

大橋委員

ジェネリック医薬品の使用状況と推移について

今、厚生労働省がいわゆる患者の医療負担を減らす方法として、後発医薬品、つまりジェネリック医薬品を使うよう強かに指導をしてきております。これは先ほど言いました患者負担が減るとい部分と、それから今までと違ってそれを推進するために、今回はジェネリックを簡単に使えるように処方せんの書き方も変えました。それから、恐らくは安い薬を使うことによって、病院の消費税の支払も減るのだらうというふうに思いますけれども、小樽病院における後発医薬品の使用状況、推移はどういうふうになりますか。

（樽病）医事課長

いわゆる後発医薬品の採用率なのですが、平成 18 年度においては小樽病院で 3.95 パーセント、第二病院で 4.01 パーセントです。ただ、これは全道の 19 の市立病院の採用率より若干低いということで、薬事委員会等で検討した結果、19 年 9 月 1 日現在では、小樽病院で 4.83 パーセント、第二病院で 5.02 パーセントと上昇しております。今後もこの有効性、安全性を検討しながら、後発医薬品の採用に努めてまいりたいと思います。

大橋委員

質問を変えます。

コンテナ貨物の競合について

石狩湾新港と小樽港の関係等について質問をしましたが、その中でコンテナ貨物の動向について質問をしました。私もその中で一つの思いこみとして、新港と小樽港とコンテナについては、新港が釜山であり、小樽港が上海だから、競合しないというふうに質問をしてしまったのですけれども、これはコンテナ貨物についてはやはり競合していないというふうに解釈していいのかどうか、お尋ねします。

（港湾）企画振興課長

コンテナ貨物の競合でございますけれども、小樽は全量が中国発の貨物でございます。それに対しまして、石狩湾新港につきましては、これも業者からの企業情報でいただいているのですけれども、大体韓国を経由しますので、中国発というのは実際は2割程度ではないかというふうに伺っております。さらに取扱品目につきまして、港湾統計によりますと、小樽港が雑工業品が中心であるということに対しまして、石狩湾新港につきましては農水産品、軽工業品等が中心になっております。さらにこの間小樽港が開設以来、小樽港が増えて、石狩湾新港が減る。逆に石狩湾新港が増えて小樽港が減ると、そういった関係もないことから、全くないということは言えないとは思いますが、大きな競合関係はないものと、そのように考えております。

大橋委員

これをあえて聞いたのは、結局ポートセールスという部分で、道央圏の港という形で、小樽港と石狩湾新港でやはり協働してポートセールスをしてほしいというような将来的な考え方でお聞きしたわけです。

それで、もう一つちょっと知識として教えてほしいのですが、苫小牧港の貨物の中から、いわゆる中国等の貨物、コンテナ、それを結局、小樽港に引っ張る方法を考えてほしいということを行いました。そうしましたら、その中の答弁は、苫小牧港の貨物は中国から釜山に行って、釜山から苫小牧港に来る。だから、どの貨物が中国の貨物だということを見ることができないということで答弁をいただいたのですが、苫小牧港というのは結局、中国との直接のコンテナ航路というのを持っていないのかどうか。そして、純粹に持っていたとしたら、中国からどれだけ来ているかというのは、それもわからないのですか。

（港湾）企画振興課長

韓国航路の中で一部香港とか、そういうところに寄港している部分の航路はございます。それで、実際に中国の仕出し地になっている貨物もございますけれども、ほとんど微量な貨物というふうになってございます。

大橋委員

そうすると、いわゆるコンテナの中によって、韓国に集まってくる貨物というのが圧倒的に多くて、中国の港から出てくる量といいますか、中国の港の発展度合いがまだ低いと、そういうような解釈ができるのですか。

（港湾）企画振興課長

中国出の貨物につきましては、北海道直行は小樽港だけということなのですが、それ以外にも瀬戸内海とか、近畿とか、関東圏に揚がって、その後、内航フィーダーで北海道に来る。フェリーを使って小樽港に来るというような貨物も結構ございまして、そういったものを中心に、小樽港としては集荷をかけているという形が中心的なものなのです。

大橋委員

答弁の中で、結局荷主の本社が東京や関西が多いので、そちらの方にセールスに行っているというのを聞いて、不思議だと思ったのです。というのは、道内で生産消費しているものがコンテナで輸出入されているというふうには私は思っていましたし、それから広島県の福山港の場合には、広島県の中に荷主が全部いて、その荷主に対してポートセールスをしたわけです。ですから、そうすると道内で使うために入ってくる貨物であり、それから道内の農産物とか水産物とかいろいろなものを出すのですけれども、そういうものも結局は流通経路としては、本州の会社が荷主になっているということになってくるのですか。

（港湾）企画振興課長

ホームセンターとかを例に出しますと、本社は仙台であったり、東京にあったりしますので、そちらの方ですべての流通関係をコントロールしておりますので、現地サイドでいくらセールスをして、本社に行ってくれとか、そういった対応もございますので、そういった意味も含めまして、本社サイドなり、中国貨物であれば中国本土が非常にウエートが高いと思いますので、そちらの方で集荷に努めているといった形です。

大橋委員

そうすると、いわゆる北海道の産業構造、つまり軽工業だとか、そういうものも集積が足りない。それから商業も北海道中心に動いていない。そういうことがもろに影響しているということですか。

（港湾）企画振興課長

札幌はよく支店経済とかと言われていた状態だと思いますので、あまり大きな影響力のある荷主というのは、北海道内では小樽の場合は少ないというふうに考えております。

大橋委員

こちらの方が流通関係にまだ疎くて、勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

シカの捕獲について

それから、代表質問の中で一番小さくて、何でこんなの質問するのと言われるようなテーマであったシカの問題ですけれども、これは大暴れしたので、麻酔銃を撃ったということだったのですが、今後の対策という部分で、これから警察とか、そういう関係機関と相談をしながら対処方法を考えていきたいという答弁をいただきました。ただ、それは当然それでいいのです。これからどうするのか、連絡をどうするのか、分担をどうするのかという話なのですけれども、ただ要は最終的な分担の部分で、保健所の職員が出ていってつかまえないといけないという部分が、現実問題としてははっきりしたわけですから、そうすると今回の場合は、たまたま若い雄で小さな個体ですから、大暴れしても押さえつけることができましたけれども、シカも大きな個体で大きな角を持っているものもいます。そういうのに市の職員に飛びかかって押さえつけるということを今後も言えるのかどうか、そういうふうなことを考えますと、きちんとそこを踏まえておかないと、出勤命令を出せるのかどうかということがあるのです。ですから、そこにおいて、これは関係機関と相談しますという世界ではなくて、いつ出てくるかわからない。ずっと出てこないかもしれませんが、ただシカが増えている現実がありますから、そうすると通常のように、結局麻酔銃を市が買うのか、それともどこに行けば借りられるのか、それから動物に対してやるときに、近距離から吹き矢で麻酔を注射している、そういうような用意をするのか、それとも網を用意した方がいいのか、それはもうこの保健所レベルで早急に決めておかなければならない、研究しなければならぬ課題だと思うのですけれども、いかがですか。

保健所次長

シカが市街に出没したということで、非常に張碓なんかでもシカが増えているというような話は聞いております。保健所といたしましては、犬などを主な形で扱っているわけですけれども、今回たまたまシカが市街に出てきたということで、警察等、それから経済部から依頼もありまして、保健所では犬の捕獲車も持っておりますし、動物も扱っている職員もいるということで、たまたま今回出動したという経緯がございます。100キロぐらいの大きさで、押さえつけても暴れているということで、なかなか注射をするのも非常に危険を伴いましたし、なれてもないということもございます。これはどこでやるのが一番いいのかということでございますけれども、やはりそれは関係部局がいろいろ相談しながらやっていかなければならない。ただ、保健所の職員がやはり出ていくのがいいのかどうかということについては、これからまた庁内の中でいろいろ検討しながら、相談をしていかなければならない。今はそういう形で考えてございます。

総務部長

今答弁がありましたとおり、たまたま今回保健所が依頼をされて出て、現実に麻酔の注射を打ったということで、処理としては今回そういうふうになりましたけれども、シカに限らず、クマが出る時だとか、いろいろな場合が想定されますので、確かに市の職員が直接出て、処理ができる範囲を超える場合というのは想定されますので、これは御指摘のことも含めて、しかるべく協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

大橋委員

質問を変えます。

地域生活移行システム推進モデル事業について

障害者自立支援法に関してなのですが、この法律ができたときといいますか、いわゆる障害を持つ人にどれだけ支援ができるのかとか、逆に言うと、今よりも不利になるのかとか、そういう次元で物を考えていたのです。議論もそうだったと思うのですが、ところが今回、障害者自立支援法が非常に不完全なものであるということで、これからどんどん手直しをしていかなければならない。現実に合わせていかなければならないという動きが出ていますから、その中で道庁の方で障害者地域生活説明会を全道的に展開いたしました。それで、私は札幌の説明会に行ってきました、それで今これから問題になるのは、そういう障害者サービスがどうなるのかという問題よりも、大問題になるのだということを知らされたわけですね。それで、それが小樽にも関連があるので、これから質問をするわけなのですが、いわゆる障害者自立支援法の中に、一つの施設の中に障害者を閉じ込めておくのではなくて、施設から出して、そして自立してもらおうという大前提があります。それで、道庁の説明会の中で、実際にそういう施設を解体して障害者を外に出した場合には、どうなったかということについての発表がありました。これは日本で初めての大実験だったと思いますけれども、長野県に駒ヶ根市というところがありまして、そこに知的障害者を500人収容できる大施設がございます。それで、その施設には、平均入所者の重度が43パーセント、最重度が13パーセントですから、かなり重い方々が入っているのですけれども、大体入所者の平均入所年数も15年、30年以上入っている人もいます。大体入れたらもうそこから出ないという形で囲い込みをしていたのです。そういうのが日本じゅうにいろいろありますし、北海道でも伊達市に「太陽の園」ですか、非常に大きな施設があります。

それで、長野県で田中知事という非常にユニークな知事が出ただけけれども、彼が決断してこの施設をなくすと、そういう形でやりました。それで施設に入っていた方々215人は今グループホームとかそういう形で外へ出て働いたりいろいろしているのですけれども、その動きが北海道でも考えなければいけないという形で出てきています。これがいわゆる地域生活移行システム推進モデル事業という形の実験が始まるのですけれども、なにしろモデル事業の推進する場所が北海道4か所のうちの1か所が小樽市だったのです。小樽市は知的障害の施設が多いということで、小樽市がちょうどそのモデル事業に入ってきているのですけれども、これに対して今小樽市の方としては、どんなふうにとらえて、どんな形の取組といいますか、なっていくのか、その辺はどういうふうになっていきますか。

（福祉）地域福祉課長

障害者自立支援法ができて、国の方では入所なり入院なりしている方の地域移行は7パーセントということで打ち出しておりました。北海道としては、北海道はもともとそういう方が多いという中で、14パーセントの方の地域移行ということが当初言われていたという経過があります。

今、御質問がありました地域生活移行の関連なのですが、委員がおっしゃるとおりに、平成19年度で北海道の方でモデル地区ということで、北広島市、小樽市、札幌市、伊達市の4か所でモデル地区ということで実施してございます。小樽市は委員のおっしゃるとおりに、知的障害者の施設の多い地域ということで選ばれて、小樽市ではこれのための検討連絡会というのを立ち上げて、メンバー的なことを答弁させていただきますと、実際の知的障害の施設の方、相談支援を担当している方、第二病院の医療相談員、それから保健所の方、このような形の中で、16人のメンバーで構成されてきている連絡会を立ち上げて、その中で地域移行についていろいろ検

討しているということでございます。

中身の話をちょっとさせていただきますと、数字的に先ほど申しました14パーセントの人を地域移行させるためにどうしたらいいかということではなくて、もし施設に入っている方なり入院している方が地域移行をするのであれば、どういうサポートが必要なのか、実際の利用者の方がどういうサポートを望んでいるのかとか、あるいは施設から出ていった場合にどういうところで暮らしたいのか。例えばグループホームなりケアホームなりということがいいのか、あるいは親元というのですか、実家に帰りたいのか、あるいは自分で賃貸のアパートを借りたいのか、そういうことを聞いて、実際にどういうサービスを厚くしていけばいいのだろうか、そういうことを検討していく場というふうにとらえてございます。

大橋委員

これから3年間ぐらいかけて方針を定めていくようなのですけれども、過去の経緯から、小樽の場合にはそういう施設がたくさん集まって、福祉の面からは非常にいいことだったわけですが、ただよくわからない部分というのは、小樽がそういうふうがたくさん集まっているわけですから、そうするとそこで地域移行が起こっていく場合に、小樽の中に受皿をつくっていくことを同時に考えていかなければならないのか、それとも出身地とかいろいろな形で地方に散っていくものなのか、その辺どうなのでしょう。

（福祉）地域福祉課長

おっしゃるとおり、小樽の施設の定員もすべてが小樽の障害者ということではなくて、いろいろな地域から来ております。逆に言いますと、小樽の障害者の方が別な都市の施設に入っているという例もございます。その中で先ほど答弁しましたように、もし施設から出るとすればどういうところで住みたいのかということ、出身の都市に戻りたいのかどうかということも含めて聞いておまして、それについて出身の市町村と小樽市との情報交換をどうしていけばいいかとか、そういうことでこれから作業が進んでいくものというふうにご考えているところです。

大橋委員

方向性についてはわかりました。この問題の厄介なのは、今までは私もいろいろな施設に慰問とかに行き、そこに入っている方が外で暮らせるというイメージを全く持たなかったのです。ですから、職員の方も要領よくやっているし、その職員の方々と中には入っている入所者の方たち、その関係が良好であればそれでいいだろうと、そういうふうにご考えていたのですけれども、今回はそういうような考え方を全部崩せという国の大きな方針といいますか、これから全国のそういう施設を解体していくわけですから、そういうことになるのですけれども、その中で感銘を受けたという部分がありまして、これは入所者に対して聞き取り調査をやったのです。そうしましたら、30年以上入っている方がいて、その方が「私はここに捨てられた。母親だけがタクシーで帰った。迎えに来るねと言ったから待っていたら30年たった。いい子じゃないから、ここにいるしかないでしょう」という、そういうふうな聞き取り調査もやりました。これは非常にこれからの問題で、それだけ多くの施設を抱えている小樽市としては、前向きにぶつかっていかなければならない問題だと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。